令和７年玉村町議会第３回定例会会議録第２号

令和７年９月２日（火曜日）

議事日程　第２号

令和７年９月２日（火曜日）午前９時開議

日程第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２人）

１番	羽鳥光博君	２番	堀越真由子君
３番	松本幸喜君	４番	笠原則孝君
５番	小林一幸君	６番	月田　均君
７番	備前島久仁子君	８番	三友美惠子君
９番	髙橋茂樹君	１０番	浅見武志君
１２番	新井賢次君	１３番	石内國雄君

欠席議員　なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	鈴木寛史君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	関根伸行君	税務課長	貫井利行君
健康福祉課長	岡田寛子君	子ども育成課長	今井理恵子君
住民課長	丸山智志君	環境安全課長	齋藤　博君
経済産業課長	平野敏行君	都市建設課長	原田英樹君
上下水道課長	上村明弘君	会計管理者 兼会計課長	関根聡子君
学校教育課長	青木栄二君	生涯学習課長	畑中哲哉君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋藤　恭	局長補佐	萩原　穣
庶務係兼 議事調査係	飯田麻友		

○開　　議

午前９時開議

◇議長（石内國雄君）　着席願います。おはようございます。ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第１　一般質問

◇議長（石内國雄君）　日程第１、一般質問を行います。

１日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、４番笠原則孝議員の発言を許します。

〔４番　笠原則孝君登壇〕

◇４番（笠原則孝君）　それでは、議長の許しが出ましたので、議席ナンバー４番笠原則孝が発言をいたします。

どうもここのところ、９月になっても暑い日が続いて、皆さん体調はどうですか。寝不足とか、そういうふうになりませんか。本当に異常気象になってしまって、大変な時代になってしまったので、これから後、また２５年もしたらどうなるのかなと、本当に思い知らされると。温暖化がこれだけ続くと、今日のあれではないけれども、新聞を見たら、何か軸がずれたらしいです。ダムを造ったりなんなりしたので、１メーターくらいずれたと、南極と北極の軸がね。そんな状態で、これからだんだん、だんだんどのようになっていくかちょっと心配がありますけれども、こういう時代に生まれてしまったのだから、何とかこれを対処して生きていかなくてはならないと思います。

それでは、１番目の質問としまして、町の防災対策について伺います。近年は、温暖化の影響から線状降水帯が発生し、河川の氾濫が多く見られます。最近では、鹿児島県の霧島市、熊本県で平年の８月１か月分の２倍近くの雨が、わずか半日で降ってしまったと。本当に最近では、８月２０日、これは秋田県の仙北市、桧木内川で大変な洪水になりました。大変なことになっています。

玉村町は南北に１級河川を抱えており、大変心配するところです。町では崖崩れの心配は少ないようですが、昭和２２年９月１５日、当時の名前でカスリーン台風で、大分玉村町もやられたのです。一番やられたところは、川井地区で２メーター２０センチの水位が確認されています。この状態ですと、ほとんど１階は全滅です。このような状態になったらどうするかということなのですが、線状降水帯などで水害が発生した際、町はどのような対応を考えていますか。何しろ平たんなところですから、上に逃げるといっても大変な感じのところなので、ひとつよろしくお願いします。

次に、２番目、町に宿泊施設を。町には、玉村八幡宮を中心とした観光地が増えてきておりますが、宿泊施設がないので、町に来た人に長く滞在してもらえません。また、企業等が研修生を受け入れていますが、泊まるところがないため、他市町村での宿泊となり、大変困っていますということです。

住みよい町を掲げるなら、１日も早く宿泊施設を誘致してはどうですかということです。

それから、３番目に行きまして、玉村町の外国人の対応についてです。町の外国人の人口が、８月１日現在で１，５９５人で、１，１４８世帯となっています。これは、町内の上新田地区の３丁目、４丁目、新田の人口の合計数にも匹敵します。これらの数を見ても、玉村町の外国人の人口は今後ますます増加すると思うが、外国人の対応について、今後はどのように考えていますか。

次に、４番目、町内の危険箇所の道路の拡張及び路面の整備についてです。現在、町内を見回ってみて、道路面が悪いのが、川井地区の町道１０３号線の工業団地の南側の道路、それから小泉地区の２１９号線の重田住宅の南西の道路、通行に危険を感じさせるのが上飯島地区の２１７号線の道路、それから南玉地区のマーガレット幼稚園南西の１０５号線の道路の狭さです。前々より指摘されているが、いつになったら実施されるのかと伺います。

以上、４点について質問しますので、よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　おはようございます。笠原則孝議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、町の防災対策についてお答えします。近年は、地球規模の気候変動の影響により、全国各地において、もはや災害とも言える猛暑が続き、また台風や線状降水帯による風水害も頻発するなど、多くの自然災害が発生しています。これらの災害は、国民の生命や財産に深刻な影響を及ぼすものであり、防災対策の重要性を再認識させられるところであります。

笠原議員がご心配されているように、玉村町は利根川、烏川という１級河川を抱えており、風水害のリスクが高い地勢となっております。台風や線状降水帯により大雨や浸水が予想される場合には、気象庁による上流域の雨量予測や、利根川、烏川の水位状況を判断材料として、警戒レベルに応じた避難情報を発令いたします。その際は、「町ホームページ」、「メルたま」、「公式ＬＩＮＥ」、「たまボイス」等の全ての情報伝達手段を使い、注意喚起と避難情報を発信いたします。

町の体制としましては、気象庁からの警報が出た段階で、最初に担当職員が参集し、その後の対応に備えることとしております。利根川、烏川の水位が上昇し、一定値を超える場合には、災害警戒本部の開設や水防団の待機、初期動員の対象となっている職員の参集を行います。さらに水位の上昇が見込まれる場合には、災害対策本部の開設や避難所の開設、避難所への職員配置が行われます。

避難所への避難が必要となる場合には、雨が激しくなる前の明るいうちに安全に避難することが基本となります。しかし、避難所に浸水の危険がある場合や移動することが困難な場合には、自宅の２階等への垂直避難や、浸水の危険のない親類や知人宅等への避難、また町外の大型商業施設やホテル等への避難も選択肢の１つとなります。

避難所は、収容人数に限りがあり、様々な不便を強いられることもあるため、平時から避難先の検討をしておくことが大切です。自分の命は自分で守るという意識を持ち、日頃から防災意識を持って

有事に備えることが最も重要であると考えております。

次に、町に宿泊施設を、とのご質問についてお答えします。現在当町では、玉村八幡宮をはじめとした観光資源の魅力向上に努めておりますが、観光客や企業の研修生などのビジネス利用者の受入れが可能な宿泊施設はありません。

今年度に入り、コンテナホテルの事業を行っている事業者より、当町への進出に関する相談があり、候補地となりそうな土地についての情報提供を行いましたが、事業者の希望する要件に合致せず、立地には至りませんでした。ただ、事業者の出店意欲は高く、今後も町内で適地を探していきたいという話でありますので、引き続き、情報提供などを行っていきたいと考えております。ほかにも出店を希望する事業者などから相談がありましたら、サポートをしていきたいと考えています。

次に、玉村町の外国人の対応についてのご質問にお答えいたします。笠原議員のおっしゃるとおり、外国籍の住民は年々増加しております。その数は、１０年前の２．５倍となっており、現在は１，６００人ほどの外国籍の方々が玉村町で生活しています。また、１０年前では、フィリピン、ブラジル籍の方々で半数を占めていましたが、現在ではフィリピンに次いで、ベトナムやインドネシアの方々が上位を占めている状況です。人口減少、少子高齢化の中、玉村町においても、今後の外国籍住民の増加をはじめ、外国人材の重要性はますます高まっていくことが予想されます。

そうした中、増え続ける外国籍労働者について、国も対応すべく、本年４月１日から、特定技能資格を有する外国籍従業員を雇用している企業や支援している登録支援機関は、市区町村に対し「協力確認書」を提出することとしました。これにより、特定技能資格に限りますが、企業を通じて、町からのお知らせの伝達をはじめ、外国籍従業員に対し情報を提供してもらうことも可能となりました。

こうした好条件が整いつつある中、町では「多文化共生地域づくり検討委員会」を立ち上げ、外国籍の方々が抱える問題や困り事などの解消に取り組むため、課題把握に努めているところでありますが、やはりお互いが安心・安全に暮らしていくためには、相互理解、交流が肝要です。

しかしながら、多国籍で増加する外国籍の方々の言葉全てに対応することはできず、言葉の壁は大きな課題となっておりますので、少しでもコミュニケーションが取れるよう、１つの言語として認知が進んできた「やさしい日本語」研修会を昨年度実施いたしました。また、今年度においては、日本語学習支援ボランティア養成講座を開催し、日本語教室の充実が図られるよう努めているところです。

今後も引き続き外国籍の方々とのコミュニケーションが円滑に進められるよう、多文化共生イベントをはじめとした交流の場の充実に努めるとともに、外国籍の方々が、この玉村町での生活になじみ、活躍できるよう、多文化共生社会の実現に向けたまちづくりの推進に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町内の危険箇所の道路の拡張及び路面の整備についてのご質問にお答えします。議員よりご指摘のありました、各箇所における町の対応方針について順番にお答えいたします。

まず、川井地区の町道１０３号線の工業団地南側道路につきましては、路面状態が悪いことは承知

しておりますが、当箇所は現在事業化しております町道１０３号線道路改良事業の計画路線であり、数年後に道路改良工事に伴う全面舗装を予定していることから、それまでの間は部分的な補修で対応する方針としています。通行される方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解をいただければと思います。

次に、小泉地区の町道２１９号線につきましては、現在のところ、舗装全面補修の予定はありませんので、財政状況などを考慮しつつ、部分補修での対応を検討してまいります。

次に、町道２１７号線における上飯島地区以南の道路の狭さについてですが、こちらにつきましては、将来、県道藤岡大胡線バイパスとなる都市計画道路であり、群馬県が整備すべき道路でありますので、町が拡幅することは考えておりません。引き続き群馬県に対し、早期に着手してもらえるよう要望してまいります。

最後に、南玉のマーガレット幼稚園南西の道路についてですが、こちらは現在のところ拡幅予定はございません。

いずれの箇所も、事業の進捗、財政状況、あるいは計画未着手等といったことから、現時点では早急な改善または対応は難しいですが、町としまして、今後とも留意しつつ、できるものについて対応を図っていきたいと考えています。

◇議長（石内國雄君）　４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　それでは、議席にて。

まず最初に、町の防災対策。相当水位が上がった場合は、２階の、それもやはり対応する数には限度がありますよね。その折に対して非常にいいことなのですけれども、またそのほかにどこか避難所みたいなものを。今さっきでいきますと、親戚のうちだとか、他市町村へ行ってくれと言っているけれども、これはやはり情報発信が遅れてしまうと大変なので、その点はどうなのですか。今頃、玉村町でも建物で高い、正直な話３メーター以上のところへ避難しないと、やはりいろんなテレビを見ていても相当すごいのです。秋田の桧木内川なんかもすごいもので、全部前やったのが流れてしまっているという状態で、まさかこっちでこんなに雨が来ると思わないというところでやはりこういうことが起こるので、町としても他市町村とか親戚とかというのではなく、もっといい方法を。

それとあと、一番心配しているのが、前から言っているとおりなのですけれども、避難所へ行ったはいいです。給水車のほうは玉村町はあるらしいのです。ところが、今度はやはり一番心配なのが、トイレらしいです。トイレは、５０人で１個という名目なのですが、女性の場合は２５人に対しての１個を設けないと駄目なので、もし早急にそういう準備ができるのであれば、トイレカーの１台ぐらい用意したほうがいいのではないかと思うのですけれども、この辺町長はどう思いますか。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　以前からいろんな災害でのトイレ状況というのは大変だということで、いろんな周りの状況も勘案しながら準備は進めています。検討しています。

◇議長（石内國雄君）　４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　検討、検討で長くならない検討で時期をひとつ。町長在任中でもできるようにひとつよろしくお願いします。

それと、やはり水位が上がるということになると、どうしてもたまるところが出てきます。玉村町はちょうど板井と五料が、海抜でいくと２０メーターくらいの差があるらしいのですけれども、どうしてもその辺が心配される箇所になるので、その辺は、これからもし避難所をつくるのであれば、町内で、よく東北なんかの場合は、津波が来るので、高台を設けていますけれども、そんなに大きなところは要らないのだけれども、何しろ一番いいのは、本当は高架道路が全部向こうまで行けばよかったのです。高架道路へみんな逃げ込んでいたので。少なくも１割近い車が恐らくそこへ持っていけたのですけれども、高架が途中で下りてしまっていますから、ちょっとその辺があれなので、その辺よく考えて。

やはり今の水位の状態が尋常ではないのです、はっきり言うと。それで、上福島のほうも堤防の改修をしているのですけれども、どうも向こう側でするよりも、逆に銚子に向かって右岸のほう、左岸ばかりでなく、あちらのほうも早急にしてもらわないと、ちょっと困るのではないかということも。何しろあそこのあれは、私がやってみますと、堤防と言ってもあれは固まりがないのです。砂地、砂がまとまった形なのです。その上に雑草が生えているという感じなのです。昔相当利根川の水が流されて、玉村町は相当たまったときの、その砂を持っていって堤防を造ったような感じなので、何しろ堤防の坂路を歩いて見れば分かります。北側だけをコンクリートで補強したと思うのですけれども。

そんなわけで、災害は人間の力ではどうにもならないのだけれども、最小限、命を守るために、やはり町としてもその辺を考えてやっていただきたいと思います。

それから次に、町に宿泊施設をということでちょっと調べてみたのですけれども、町村で宿泊施設がないのは東毛だけです。町と同じで、あとは大体みんな宿泊設備を持っているけれども、この間の新聞によると、明和町もなかったのだけれども、明和町も相当なのを造ると。あそこも相当力を入れて、人口わずか１万人ぐらいしかいないところなのですけれども、そこで造ると。コストコも向こうへできてしまうような状態だし、何かちょっと向こうへ行ってしまって、玉村町が置き去りにされてしまったなというような感じを受けるのですけれども、それで町長はどう思いますか。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　確かに明和町は人口約１万人なのです。冨塚町長とも話をするのだけれども、かといって明和町、千代田町、そして板倉町と、板倉町は今度は低いのです。あの近くで明和町に集

中してしまって、千代田町は今度ビール会社がありと。あと、邑楽町を入れて、なかなか土地の、５町がうまくなっているのではなくて、それぞれの課題を持ちながらやっているというところで、明和町長に聞いてみても、もう土地がないくらい企業が来てしまっているという中での、通りのところに細長く、ある程度の、そんな形の広いところでもありませんので、逆に戸惑いを聞いているのです。

では、玉村町は、やはり県都の中にあり、それで玉村町に宿泊施設がなくても、近くにあるからということで済ましてきたけれども、しかし玉村町に来た企業さんなんかは、終わった後、食事、そして宿泊もできればいいという声は聞いています。

それで、今トレーラーハウスが随分、ホテルが出てきて、その人たちによると、玉村町はどうしても造りたいところだというところで、何回か来て見ています。それで、ちょっと条件が合わないというところなので、しかし思いというのは結構強いものがあると思うので、そういう条件をだんだんクリアしながらできていくものだと期待しています。

◇議長（石内國雄君）　４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　今町長がおっしゃったように、トレーラーハウスですか、ちょうど近くでは高崎駒形線のセキチュー、あの駐車場の裏にありますよね、１つ、あれがそうなのです。１泊３，０００円から４，０００円台で泊まれるという、はっきり言ってコンテナハウスです、移動できる。それとあと、前橋市の国道１７号の、ちょうど県庁からずっと渋川市へ向かっていった左側にもあります。それから東毛のほうにもあるのです。結構あちこちであるのですけれども、あとは利用するお客さんがどうなのかなということなのです。あそこでは、ただ行って泊まるだけという感じなのです。だから、ちょっとしたところでみんなが集まって会合しようとか、あそこで幾らか、一杯飲みながら話をしようと。それはちょっと無理な感じ。個別なのです。個別的な人が泊まるというような感じなのですけれども。

玉村町としては、これから道の駅の南側、約３町歩ですか、あそこを開発するので、その辺あたりをよく話をして、やってみたらいかがかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

道の駅の南側につきましては、いろいろと考えておりますので、その中でそういった宿泊施設なんかも、民間からの提案がありましたら検討していきたいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　それと、前々から言っているのですけれども、玉村町では私は前から何遍も

貫井元町長のときから計画書を出したのですけれども、温泉があるということなのです。あのとき調べたら、たしか昭和病院が温泉を持っているので、あそこを中心として４キロ以内は駄目だということになって、それがあそこはやめてしまったのです、昭和病院が。それなので、高崎市があそこへ、ベターデイズですか、それを始めるということになってしまって、どういうのか知らないけれども、ちょっと出遅れしたかなというような感じを受けるのですけれども。

町に滞在してもらうのだったら、やはり前の前の町長ではないですけれども、いや、来てもらえば、伊香保へ泊まってもらえばいいのだよと。当時はよかったのですけれども、それでは地元にお金が落ちないと、そんな要望があるから商店街がみんなシャッターになってしまう。商店街がシャッターにならないためにはどうしたらいいかと。やはり人にとどまってもらうことなので、その辺をよく町としても考えてやってもらいたいということです。

それから次に、玉村町の外国人の対応についてですけれども、今町長の話でいくと、最初は人数が、いろんな関係で今は人数が変わってしまったということになっているのですけれども、この辺で前のときは、ブラジルから来ていたときはどうだったのか。ブラジルとは、昔日本が困ったときに、ブラジルが大分移民を受けてくれた関係で、ほとんどビザがノービザな関係にできて、ブラジル人が大分来て、正直な話、富士重工の、どうしてあそこが多いのだと思うと、大泉町は外国人が、今３割近いのですね。３１％、３割くらいいってしまっているのです。そんなわけで、どうしてかと思って聞いたら、やはり中小企業が多かったということで、調べてみたらやはり富士重工の下請関係、仕事の関係で、それでみんなあそこへ来たわけなのです。それがだんだん、だんだんになって、東武線の最終的なところが伊勢崎市で、その伊勢崎市から流れてきて、玉村町にも流れてきてしまったと、こういう状態なのです。

そんな中でやっていましたけれども、最近は外国人が増えてきて、みんな日本人がちょっと今煙たがっているような感じなのですけれども、調べてみたら木更津市ではホームタウン化したというので、えらい騒ぎになってしまっているのです。木更津市ではナイジェリアですか、それから今治市はモザンビーク、これはタオルで。それから、山形県の長井市はタンザニア、一番近いところの三条市がガーナだと。こんなふうで、大分ここで外国人が、アフリカ勢が勢いをつけてきているのです。

そんな関係で、今までは、どちらかというと先進国の人が来ていろいろものを教えていたけれども、今度はそうではなく、ほとんどが恐らく労働環境、労働を重視しているのではないかと思うのです。そんな関係で、町としても皆さんがちょっと、を年寄りがちょっと怖がってしまっているところもあるのですけれども。それで、空き巣だの何だの増えているのだけれども、どうもその辺が外国人が関与しているようなのがあるのですけれども、その点はどうなのですか、企画課長、お願いします。

◇議長（石内國雄君）　企画課長。

〔企画課長　関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君）　　お答えいたします。

過去の新聞報道等の情報を調べてみますと、犯罪としての多くは不法滞在、いわゆるオーバーステイということであります。それが大体８割から９割とか占めているというような話なのですけれども、そのほか窃盗犯や暴力事件などもあるということです。

外国籍の住民が犯罪に至る背景には、不法滞在者、いわゆるオーバーステイの方々が、生活基盤を求めて本県に集まってくるという、その傾向が県警の国際・捜査支援分析課の見解ということなのですけれども、銅線ですとか、あとはドラッグストアでの窃盗犯が最近では目立ってきているような話も聞いております。

そうした中で、伊勢崎警察署管内での犯罪については、やはりオーバーステイが多くを占めているという話は聞いているのですけれども、あくまでも伊勢崎佐波管内での統計ということで、町内での外国籍住民の凶悪犯罪等々については、私のほうでは聞いたことがありません。

外国籍ということをもって、イコール犯罪というような、そんな外国籍の方々を否定するような話にしてしまうと、偏見を植え付けるようなことになりかねませんので、町長の言う、町はみんなで一緒に生きる場所というように、むしろ町の担い手の一員として温かく迎え入れていく必要があるのではないかと思っております。

町といたしましては、外国籍の方々を加害者にも被害者にもしない共生社会の実現を目指していく必要があると考えておりまして、そういった意味では、伊勢崎警察署のほうで事務局となっております伊勢崎佐波国際連絡協議会という協議会の会員にもなっておりますので、そちらで行っている広報活動をはじめ企業に対する交通ですとか防犯講話などを活用しまして、外国籍住民に対する日常生活の支援に連携して取り組んでいきたいと現状では考えているところであります。

◇議長（石内國雄君）　４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　今の説明を聞いて、町も正直な話、ここのところに来て空き巣だの強盗も出ていますよね。そんな関係があるから、また第２回の防犯対策機器設置事業補助金の実施をしたわけです。一日で相当出てしまったらしいですけれども、やはりそういうことは、裏から見ますと、それだけやはり今までの、ここのところ１０年くらい前の玉村町ではそんなことはなかった。正直な話、物だって、置いておいても盗まれなかったのです、田んぼに置いておいても。ところが、今はみんななくなってしまうのです。明日来るからいいや、こんな重たいものを持っていってもしようがないからと置いておくと、次行くと、今はなくなってしまうのです。１０年くらい前はそんなのはなかったのです、はっきり言って。耕うん機なんか置いておくと、耕うん機もどこかに行ってしまうのです。

それは、はっきり言ってそういう関係で、そういう人が増えてきたから、それは一概には言えないのですけれども、そんなので、今度は我々日本人としても、防衛しなくてはならない。そんなので、町もここへ来て、何とかそれを少なくしなくてはならないしということで、防犯対策機器設置事業補助金を実施したということなのですけれども、これは第２弾ですよね。ということは、それだけ町民

の方が、これはちょっとおかしいな、多いなと。そんなので、そういう状態に今来てしまっているのです。

だから、町でやった場合も、わあっと一日でほとんどいってしまったくらいなのですけれども、その辺を町長はどう見ますか。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　今笠原議員が、ホームタウン構想を出したら、出された市は全然、自分が手を挙げたわけではないのです。国がそういった形で出したら、その市に対して、アフリカ人の移民がこんなに増えて大変だという苦情が物すごい規模で来たということで、政府がそうではないのだという弁明していましたけれども、今はそれほど、外国人に対して何かアクションを起こすと批判的な反応が大分多いです。だから、今見ていると、何か分断と対立みたいな状況をあえてつくっているようなことを言います。

例えば生活保護は外国人は３割だというけれども、よく調べると３％もないのです。日本人に厳しいのです。日本人だって厳しい日本の行政が、外国人に甘いわけでないので。

それでまた、今言った犯罪が多いというけれども、玉村町には外国人の観光の人はまずいないでしょう。みんな働いているのです。その中で、やはり大事なのは、分断と対立ではなくて、理解と許容というか、そういう状況をどういうふうにつくっていくかというところで今出てきたのが、やさしい日本語と。要するに受け入れる日本人自身が、外国人の方が分かりやすいような言葉を使っていくということで、やはり理解をしていく、理解をし合うということだと思います。

これからは、雇用先の企業との連携を行政として深めながら、それでまず、ごみの捨て方とか、いろんな課題を、当事者も入れて玉村町の、要するに気持ちよく衛生管理をしていくということが非常に大事なことなので、そのような身近なところから理解をしていくということがまずは大事なのかなと思って。今まで話にはなかったのが、この何年かの間にがっと出てきてしまっているので、初めから駄目だ、駄目だという、そこはあまり感情的にならないほうがいいかと思います。

本当にやはり依存社会ですから、お互いが依存し合っているということを理解し合いながら共生社会をつくっていく。それが極端な人口減少の日本にとっては、どうしても必要なのではないかなという感じがします。

◇議長（石内國雄君）　４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　今町長の説明があったのですけれども、やはりその辺はトランプさんもアメリカ第一主義です。それに似て、やはりそうしないと駄目かな、これはと。今はヨーロッパでも大体そういうことが起きています、どっちかというと。やはりいろんな問題が起きるわけです、難民の問題が増えてきて。そこで、彼らにしてみれば、日本はそんなことはないのだけれども、職業がないの

だ。食うためにしようがないということになってしまっているのです。

そうなると、今度今までいる人が、今度は侵されますから、いろんな面で。だから、どうしても今度はそれを防衛にいきます。そうすると、今度はどこかの政党ではないけれども、ジャパンファーストになってしまうのです。これはしようがない、自分の民族を守るためには、人間として。だから、それをいかに調和していけるかということなので。

確かにこの間も一度やりました、「やさしい日本語」というのを。あまり集まっていないのです、人間が、はっきり言って。あれは、ちゃんと職業を持って、ちゃんとした人間で、もう少し集めないと。顔見知りの人なのだ、みんな。ああいう人たちは、そんなことはないなんて私も分かります。それ以外の人を集めないと、どうしてもちょっと難しいのではないかと思います。

そんな関係で、この問題は国に預けてもしようがないし、町自体でどういうふうにしたらやっていけるかということを、よくみんなで協調してやっていくように頑張っていこうと思います。

次に、今度は町内の危険箇所の道路の拡張の整備について。見てみると、みんな順次やっていくということになっているので、町長、財政調整基金が幾らかあるでしょう。だから、あの辺を少し崩して……だからよく、金がない、金がないというのです、予算の金がない。金がなければ知恵使えと私は言うのだけれども、そっちがなかったら、少しそっちへ回していただければ。

だから、よく言うのだけれども、財政調整基金をうんと残したから、私はいい政治家だと、そういうのではなくて、財政調整基金がうんと残るということは、それだけ町民にサービスが行き届いていないということなのです。私はそういうふうに思います。だから、それもバランスを取りながらやっていただきたいと思うのですけれども、その辺どうですか。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　財政調整基金は、やはり財政の調整という意味が強くて、一定のことをするためにどんと出すというのは、むしろ緊急時というのであれば、もちろんあるのですけれども、しかし笠原議員の言うことは当然分かりますので、今２０億円強絡まりですけれども、本当にこれを本気でというか、使ってしまえば、どんどん使って本当になくなってしまうのです。それをやると、今度いざというときのができないので、そこは調整しながら、本予算で予算編成のときに的確に使って、それをまた補填していくとか、そういうことの中で道路の補修とかにも使えるような状況をつくっていこうとは思っています。

◇議長（石内國雄君）　４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　私が言っているのは、全部使えと言っていないのです。その一部を使えと。

大体アスファルトの補修だって、１平米、あれは幾らくらいで上がると思いますか。大体分かるかな、１平米幾らで補修ができるか。下を大体１５センチくらい掘って。そのくらいだから、ちょっと

した、今２０億円くらいあるというから、そのうちの０．５くらい使って、ある程度のところが直ってしまうのです、正直な話。

本当に思うのだけれども、じゃんじゃんやれ、じゃんじゃんやれと夕張市みたいなことは言ってはいないのだから。夕張市だって、あのとおり、皆さんびっくりするけれども、夕張市はあれだけになって、すごくなったって、やっていけるのです、みんな、はっきり言って。よくみんなが、食えないからと言うけれども、今の日本は食えないことはないです。本当に食えなくなって駄目になれば、生活保護なんていうのがあるのだから。生活保護のお金なんていうのは、言っては悪いけれども、国民年金よりもらえるというのだから、今の世の中。だから、皆さんびっくりすることないのだ。やはり度胸を持っていきましょう。私はそう思うのですけれども。

それとあと、長年、長いのだ。道路の場合、拡張するといっても。あそこのところだって、死亡事故が起きているのだから、はっきり言って県のほうでも行って、国のほうへ行って道路の幅を広げるのです。ちゃんとやってもらわないと。うるさいくらいに行けばいいのです、県庁へ。また来たか、また来たかくらいのことで、「やってやんねえと、もううるさいから、よすべえ」というぐらいやらなければならない。ただ１回行きました、半年行きません、これでは絶対駄目だと思う。その辺をやはり町の総合力でもって、いろんなところのあれは解決するようにしましょう。町長にばかり責任を押しつけても悪いから、みんなで全員でやっていくようにしましょう。

言いたいことは言いましたので、これで終わりとしますので、よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君）　休憩します。９時５５分に再開します。

午前９時４０分休憩

午前９時５５分再開

◇議長（石内國雄君）　再開します。

◇議長（石内國雄君）　次に、８番三友美惠子議員の発言を許します。

〔８番　三友美惠子君登壇〕

◇８番（三友美惠子君）　おはようございます。８番三友美惠子でございます。今日はたくさんの傍聴の皆様、本当に朝早いところからありがとうございます。本当に感謝いたします。

議員生活２１年５か月、最後の質問となります。やり残した質問はまだまだありますが、あとは今後の議員の皆さんにお任せしたいと思います。今回は４件について伺います。１番目と２番目の子ども・子育て関連の質問は、今までやった７０回近くの質問の中で一番多かったと思います。３番目についても長年取り組んできました。景観条例までこぎつけましたが、その後の前進が見られず、今後もまちづくりに関しては、議員卒業後も取り組んでまいりたいと思っております。４番目は、私が大

好きな花火大会の継続を求めるものであります。

まず１番目、子どもに関する基本条例の進捗状況を問う。子どもに関する基本条例については、令和６年３月議会において初めて質問し、１２月議会においても再度進捗状況を伺い、３度目の質問となります。未来を担う子どもたちを安心して生み育てられる環境、そして子どもたちが健全に育つための地域社会の構築について伺います。

１、現在どのような作業が行われておりますか。

２、町長が考える玉村町のこども基本条例の基本理念はどのようなものでしょうか。

３、子どもたちの考えを条例に盛り込んでいくと思いますが、どのような方法で盛り込んでいくのかお聞きいたします。

４、この条例を作るにあたり、地域社会との連携が不可欠となると思いますが、町民や企業の意見をどのように聞いていくのかお考えをお聞かせいただきます。

５、子どもの対象年齢はいくつまでなのかお伺いいたします。

私がいろいろ検索したほとんどの条例は１８歳と定義してありますが、こども基本法では、「こども」とは「心身の発達の過程にあるもの」を言い一定の年齢による上限を設けていません。こども基本法のＱ＆Ａの中で、「年齢で必要な支援が途切れないよう子どもや若者の皆さんのそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らせていけるよう支援する」とありました。これについては町はどう考えるのかお聞かせください。

６、この条例はいつまでに制定する予定でしょうか。

２番目です。玉村町子ども・子育て支援事業計画についてお伺いします。第３期玉村町子ども・子育て支援事業計画が令和７年３月に策定されました。

（１）子供を取り巻く現状の最後に町の子ども子育てにおける課題が示されていますが、その解決に向けての個別施策について伺います。

その施策の中の⑭子育て世帯訪問支援事業、⑮児童育成支援拠点事業は、計画作成時には実施検討の段階でありましたが、現在の進捗状況はどのようになっていますか。

（２）労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携とありますが、具体的にはどのような施策を考えているのか伺います。

（３）パブリックコメントの質問の中から伺います。

「真夏に子供たちの遊べる場所がない」というご意見がありました。「子どもたちが思いっ切り遊べる室内遊戯場がほしい」とも書いてありました。町には室内の遊戯場を建設する余裕は無いと承知しています。しかし、この暑さは今年だけではありません。今後も続く暑さ対策を考えていく必要はあるのではないでしょうか。ぜひ来年からエアコンの入る小学校の体育館の開放をお願いしたいと思います。電気代が大変かかるかもしれませんが、電気代には代えられないものがあると思います。できるなら、本当は無料がいいのですが、有料も考えられるのではないかと思っております。やり方も

考えなければと思います。ただ、ただ個人が遊びに行く、そういうことではできないと思いますので、そこら辺の組織づくりとか、そういうのも町で検討していく必要があると思いますので、伺います。

令和８年から全国で「こども誰でも通園制度」が開始されます。保育士の不足は発生しないのでしょうか。対応を伺います。

３番目、まちづくりについて伺います。町の中心地域、日光例幣使道周辺のまちづくりの今後の方向性はどうなっていくか伺います。

４番目、最後に、たまむら花火大会について。来年のたまむら花火大会の開催はどのようになるのか伺います。

質問は以上となります。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　三友美惠子議員とは、私も一緒に議員生活もしてきました。そして、この２０年間以上にわたるお付き合いの中で、様々なまちづくりを共にしてきた、することができてきたということに私自身感謝いたします。そして、これまで三友議員を支えていただいた傍聴席の皆さん方に心から感謝申し上げます。

それでは、三友美惠子議員のご質問にお答えします。まず初めに、子どもに関する基本条例制定の進捗状況についてお答えいたします。

まず、１点目の現在行っている作業についてですが、この条例の制定に向けて、子ども育成課において、条例の概要やスケジュール等について具体的な検討をスタートしています。本年８月５日に開催した「玉村町子ども・子育て会議」においても、こども基本条例の制定に向けた方針について委員に説明を行ったところであり、今後子ども育成課を中心に関係各課が連携して、さらに取組を進めてまいります。

次に、２点目のこども基本条例の基本理念についてお答えします。こども基本条例の基本理念は、国際条約である「子どもの権利条約」や、令和５年４月に施行された「こども基本法」が掲げる原則や基本理念を基礎としたものを考えています。

世界１９６の国と地域が締約している子どもの権利条例には、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に関する権利」、「子どもの意見の尊重」という４つの原則があります。

また、こども基本法は、子どもの権利条約の４原則の考え方に、さらに「子育てや家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること」、「家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること」を加えた６つを基本理念としています。

それらを基礎とした基本理念を掲げる条例を制定することで、町全体でその考え方を認識、共有し、

玉村町の将来を担う子供たちの権利を守り、子供たちが安心して健やかに育つことができる社会の実現を目指すものであります。

次に、３点目の子どもたちの考えを条例に盛り込んでいく方法についてお答えいたします。こども基本条例は、子供たちの権利に関する条例であり、当事者である子供たちの視点を尊重し、意見を聞くことが大変重要です。

意見を聞く方法としては様々な手法が想定されますが、タブレット端末を活用したアンケートの実施、毎年行われている「子ども議会」のように、子供たちが参加できる会議の開催、自由に意見を出し合うワークショップの開催なども考えられます。

いずれにしましても、子供たちが意見を言いやすい環境や方法を用意し、広く様々な意見を聴取できる方法を検討してまいります。

次に、４点目の地域社会との連携についてお答えします。子供の権利を守るということは、社会全体によってなされるものであることから、地域社会を構成する大人の意見や考え方も聞く必要があります。

現在、町には、学識経験者や子育て事業の従事者、子供の保護者などを委員とする「玉村町子ども・子育て会議」がありますが、この子ども・子育て会議を中心として、地域住民や学生、企業、教育関係者など様々な人からも広く意見聴取を行っていきたいと考えています。

次に、５点目の子供の対象年齢ですが、「こども基本法」第２条において、「こども」とは心身の発達の過程にあるものとされています。基本的には、１８歳になれば、児童を対象とした制度の枠からは外れ、大人としての扱いになります。しかしながら、子供たちの心身の発達状況や育ってきた環境はそれぞれであり、切れ目のない継続した支援を必要とする場合もあります。そういった点からも、こども基本条例においては、こども基本法と同様に、「心身の発達の過程にあるもの」を子供として定義することを検討したいと考えています。

最後に、６点目の条例制定時期についてお答えします。これまで答弁してきましたとおり、様々な意見を聴取し、条例案を策定する必要があることから、今年度と令和８年度にかけて検討と策定作業を行い、令和９年４月の施行を目指して進めてまいります。

次に、玉村町子ども・子育て支援事業計画についてお答えします。まず、１点目の子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業の進捗状況についてですが、子育て世帯訪問支援事業につきましては、訪問支援員の確保方法、委託料及び利用者負担額の設定や、妊産婦支援として町で既に実施しているママヘルプサービスとのすみ分けをどのようにするかなどについて検討をしているところです。

昨年度より設置のこどもまんなかセンターにじいろでは、多種多様な相談を受けており、今後本事業を必要とする家庭も想定されますので、早期の実施に向けた準備を進めてまいります。

また、児童育成支援拠点事業についても、子ども・子育て支援法における地域子育て支援事業に位置づけられているため、本計画への記載が必要となっておりますが、事業の実施に当たっては、子供

の生活を全面的にサポートする機能を有する必要があり、そのサービスを提供する場所や人員を確保しなければならないため、実施に向けたハードルが高いと言わざるを得ない状況です。

近隣自治体の子ども・子育て支援事業計画への記載状況を見ましても、多くの自治体で具体的な確保方策が示されていないのが現状です。近隣自治体や群馬県と事業の実施につながるような情報を共有しながら、引き続き実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えています。

次に、２点目の労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関しお答えいたします。共働き世帯が増えるなど社会情勢が変化する中で、いわゆる「育児・介護休業法」が改正され、育児休業や育児期の柔軟な働き方の在り方などについて見直しや充実が図られるなど、制度も変わってきています。

それら制度の運用は、基本的には国や県あるいは事業主を中心に行われているところですが、町としましても、制度の周知や広報など、関係機関と協力して行ってまいりたいと考えています。

また、町は、子育て世帯を支える立場として、パパママ教室等を通じた父親の育児参加の推進、共働き世帯のニーズに応える保育受皿の確保など、従来の保育・育児サービスはもちろんのこと、新たに宿泊を伴う一時預かりであるショートステイサービスを開始するなど、広く子育て世帯を支えるための施策を実施しており、それらを通じて労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう努めているところです。

次に、３点目のパブリックコメントの質問の中の「真夏に子どもたちが遊ぶ場所がない」というご意見を住民の方からいただいたことも承知していますが、今現在新しい建物を建築することは考えておりません。

しかし、今年度中には、町内の全小学校体育館に空調設備が設置されることにより、夏休み期間中に少しでも子供たちが利用できれば、とても理想的だと考えます。特にたくさんの児童が集まる放課後児童クラブは、この暑さのため、夏休み中は長時間児童館内にいます。外に出られないとストレスもたまり、トラブルも起きやすくなります。体育館を安全に利用できるかどうか、学校側とも検討を進めていけたらと考えております。

この「真夏に子どもたちが遊ぶ場所としての小学校体育館の開放」についてのご質問は、教育長からもお答えさせていただきます。

次に、パブリックコメントの質問のうち、２点目の「こども誰でも通園制度」についてお答えします。パブリックコメントでは、「保育サービスの充実を図るには保育士の確保が必要不可欠であるが、新たなこども誰でも通園制度など、現行以上のサービスを提供するには、さらに保育士を確保しなければいけないのではないか」という趣旨のご意見をいただきました。

このこども誰でも通園制度は、ゼロ歳６か月から３歳未満の保育所等を利用していない児童が、保護者の就労状況にかかわらず、保育施設などを時間単位で利用できる制度で、令和８年４月から開始されます。

この制度は、全ての自治体が必ず実施しなければならない事業であり、当町においても、こども誰でも通園制度事業に従事する保育士の適切配置も含め、準備を進めてまいります。

また、こども誰でも通園制度の実施にかかわらず、保護者の利便性向上と保育サービスの充実、そして保育士の負担軽減につながる施策についても、保育士の確保と併せて引き続き検討してまいりたいと考えています。

次に、町の中心地域、日光例幣使道周辺のまちづくりの今後の方向性についてのご質問についてお答えします。三友議員におかれましては、長年にわたり「まちづくり玉村塾」の中心としてご尽力いただいていることを深く感謝申し上げます。

さて、旧日光例幣使道周辺につきましては、井田家住宅、玉村八幡宮、神楽寺などの歴史資産があり、当町における歴史的に重要な地域として認識しており、都市計画マスタープランや景観計画にも重要な地域として位置づけております。

令和３年１２月議会において、三友議員から「歴史資産を活かしたまちづくり推進体制について」の一般質問をいただいた後、整備手法や財源について検討するため、社会資本整備総合交付金や歴まち支援措置、企業版ふるさと納税などの手法について研究し、その結果に基づき、関係する方に町の考えをお示しさせていただきましたが、現在までのところ、なかなか進展が見られない状況であります。

しかしながら、町の新たな玄関口である高崎玉村スマートインターチェンジから町中心へ観光客を呼び込むには、玉村八幡宮を核とする地域が重要な場所となりますので、引き続き整備手法に関する研究を続けてまいりたいと考えています。

また、町では、昨年度空き家支援対策として、空き家リフォーム補助金を創設いたしました。これは、空き家を住宅として利用する際のリフォームに限らず、店舗として活用する際のリフォームも対象とすることで、空き家の利活用とともに、地域の活性化を図ろうとするものです。この制度が八幡宮周辺でも利用され、飲食店などが進出するようになれば、少しずつではありますが、まちづくりによい影響が出るのではないかと考えております。

面的な整備をするには長い時間や莫大な費用がかかりますので、工夫をしながら、できることから進めていきたいと考えております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、来年のたまむら花火大会の開催はどのようになるのかについてお答えします。今年の花火大会は、地域の皆さんをはじめ各企業、関係団体など多くの方々のご支援の下、７月１２日の土曜日に開催されました。連日の猛暑や突発的な大雨が懸念される状況下ではありましたが、開催日当日は朝から涼しく、天候にも恵まれ、まさに花火日和の一日でしたので、夏の風物詩を十分堪能していただけたのではないかと感じております。

さて、夏の恒例行事として毎年開催している花火大会でございますが、コロナ禍の影響により、令和２年度、３年度は中止したものの、令和４年度から町民向け事業として再開いたしましたが、年々

開催経費が高騰してきているのが現状です。

開催経費を過去３年間で比較しますと、コロナ禍以後の開催初年度となります令和４年度は１，９６５万４，９４４円、令和５年度は２，３４８万１，８８７円、令和６年度は２，５９２万８，７３７円となっており、３か年で約６４０万円の増額となっております。今年度の決算額は、まだ最終的な確定値は出ておりませんが､およそ２,７００万円程度になることが見込まれております。

今後もさらなる経費の高騰が予想されることから、多額の経費をかけても花火大会を継続開催することの意義や効果、そして適切な収支バランスや新たな運営環境の構築など、花火大会自体の抜本的な見直しが必要な時期に来ているものと考えます。

花火大会見直しの件につきましては、既に実行委員会にて提起をしており、今後の花火大会の開催の可否につきましては、引き続き実行委員会にて協議を進めてまいります。

◇議長（石内國雄君）　教育長。

〔教育長　鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君）　おはようございます。三友美惠子議員の「来年からエアコンの入る小学校の体育館の開放」についてのご質問にお答えいたします。

現在、体育館の開放につきましては、授業・部活動等で使用していない平日、夜間及び土日・祝日等の時間帯において、生涯学習課スポーツ振興係で取りまとめているスポーツ団体の使用、地元地区のスポーツ行事の際の使用等について、体育館を開放しております。

なお、開放した際の利用者のけが及び施設の破損等については、施設管理者に瑕疵がある場合を除き、利用団体の責任において対応していただくこととなっております。

そこで、ご質問の「子供たちが遊べる室内遊戯場」としての一般開放についてですが、一般開放した際の利用者のけが・施設の破損等の事故について、現場に責任者等が不在のため、その対応が困難であるなど、様々な課題が存在しておりまして、現状の人員体制では一般開放は難しいと考えております。

ただし、今年度中には町内の全小学校体育館に空調設備が設置されることから、夏休み期間等に児童館の利用者や学童が体育館を利用できるかどうか、子ども育成課と連携し、検討をしたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　多くの質問に丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。まず最初はどこから聞きましょうか。１番の現在どのような作業が行われていますかということについては、これから一生懸命やっていただけるということでよろしくお願いいたします。

２番についてですが、町長の考え方をどういうふうに盛り込むかということで、いろいろな条例が

出ております。みんな中を見ていると同じような感じなのですが、玉村町はぜひともこれは入れるぞというような町長の意気込みみたいなものは何かありますか。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　こども基本条例に関してですか。

〔「そうです。基本理念に関して」の声あり〕

◇町長（石川眞男君）　答弁書でも書いてありますけれども、要するにこれは子どもの権利条約に書かれているところが基本にあるわけです。「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に関する権利」、「子どもの意見の尊重」というところがあるのですけれども、私が、今公立小学校で本当に丁寧に子供が育って成長している。その姿を外から見ているのです。しかし、そうであっても、学校に行けない子供が出てきているというのが、これが現実です。だから、本当に子供に寄り添うというのは、言葉では簡単なのだけれども、相当やはり難しい面があると思うので、そういうことも踏まえて、そしてまた新学期になると不登校の問題です。それから、あまり声にしたくないけれども、子供の自殺とか、子供にとって生きにくい状況がやはりあるのかなと。そういうことも踏まえて、地域で子供に、地域とともに、成長していく子供というのを、その成長する子供を見て、地域の大人たちが喜べるというか、自信を持つということが大事だと思うのです。

特に景気、それこそ昭和４０年、５０年、日本が景気のいいときというのは、１年に１５０万人くらい生まれていた子供が、昨年は７０万人を割っているという、この現実です。だから、子供がなかなか、出生が少ないという現実の中で、それはどうしてなのだということはいろんな議論があると思うけれども、であれば、この子供たちが本当に、私たちは生きられない未来を生きる子供たちに、やはり未来に向かって迷子にならないような環境をつくっていく責任があるのではないかと。だから、ここは丁寧に、いろんな観点からの議論をして、つくり上げていくのが大事かなと思っています。

◇議長（石内國雄君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　ぜひ町長の理念を盛り込んだ、社会全体で子供を育てるという、そこを盛り込んでいっていただきたいと思います。

次に、３番ですが、子供たちに意見を聞くというところで、いっぱいいろんな意見を聞いてもらうことがいいと思うのですが、ワークショップ、子ども議会、タブレットというのは一番最初にちょっと聞いた話で、タブレットだけで済むのかなという思いがあったので、この質問をしてみましたが、子ども議会とかワークショップですね。

ワークショップのやり方、ファシリテーター次第で、大分ワークショップというのは変わってきてしまうのです。まず、ファシリテーターの養成をちゃんとしていただいて、そのファシリテーターがちゃんといい方向に子供たちの意見が聴取できるような、そのようなワークショップをやっていただ

きたいと思うのですが、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　子ども育成課長。

〔子ども育成課長　今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君）　お答えいたします。

三友議員のおっしゃるとおり、ファシリテーターの養成ということがとても重要なことと思っております。子供たちも、小中学生から、あと町内には大学も県立高校もありますので、そういった子供たちにも参加していただいて、より一人一人の意見が通るように、いいものを、いい話合いができるように考えていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　ぜひ、子供たちの意見が存分に入ったこども基本条例をつくっていただきたいと思います。

それから次が、やはり地域社会です。企業とかそういう方たちの理解も、このこども基本条例をつくり、これを施行していくに当たっては、とても大事なことだと思うので、その地域社会に向けてはどのような、そういうところでもワークショップとかしながら、もし意見が聞けたら、それはいいことだと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　子ども育成課長。

〔子ども育成課長　今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君）　議員のおっしゃるとおり、地域社会の皆さんの意見も聞いていくということは大変重要なことと考えておりまして、子育ての理解なども、企業ですとか、あと地域の方々とかへも意見をきめ細やかに伺って、考えていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　まず、この条例ができる前から町全体で、こども基本条例ができるのだぞと、これは自分たちが社会で、みんなで子供を育てていくのだという意識の醸成というのがまずは大事かなと。それを制定した後に、またその後の、どんな施行をしていくか分かりませんが、企業が協力してもらえるような体制を今からつくっておくということは、すごく大事なことではないかなと思っております。

それから次です。町長はいい答えをしてくださったので、「こども」の定義です。これはぜひ盛り込んでいただきたいと思います。１８歳でぱさっと切るのではなくて、この子にはまだ支援が必要だなという子供たちに対しては、１８歳を過ぎても支援を続けていけるような条例にしていただけるとありがたいと思います。

この条例がいつできるかということも、令和９年ですか、ぜひそれまでにすばらしい条例ができる

ことを祈っています。ありがとうございました。

続きまして、子育て支援のほうです。いろいろな施策の中で、さっきあったのですが、ママヘルプサービスというのは、今玉村町でどのくらい、利用が少ないような気がするのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　子ども育成課長。

〔子ども育成課長　今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君）　申し訳ありません。ちょっと数字のほうは今手元にないので、また後でお答えさせていただきます。

◇議長（石内國雄君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　子供を育てていくというのは、すごく大変なことで、私も働きながら子供を育てたので、子育て支援ということは、今までずっと重点的にやってきましたが、お母さんのことを考えると、子供が病気になったりとか、助けてほしいときに。

１つあるのですけれども、子供が保育園へ行っていて、次の子ができた。お母さんがおうちにいるから、今は保育園は退所してくださいみたいな形で戻される。あの時間というのは、お母さんは、子供が生まれてきたところに、子供も保育園に行けない、そんなような状況は現在は解消されていますか。

◇議長（石内國雄君）　子ども育成課長。

〔子ども育成課長　今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君）　お答えいたします。

２人目とか３人目のお子さんが生まれた状況で、すぐ退所してくださいということはなくて、１年間はそのままお子さんをお預かりできるようになっております。

◇議長（石内國雄君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　ぜひ絶え間ない支援ですけれども、子供が大きくなるまでは、本当に子育て、１人育てるのも大変だと思います。私は２人しか育てていないのですけれども、娘が３人育てているのを見ると、働きながら育てているということはすごく大変なことで、そこをやはり社会がみんなして協力して育ててあげないと、子供を３人つくろうなんていうことは思えない社会になっていってしまうと思うのです。そこをみんなで支えながら、子供をたくさんつくることがいいことだとは言いませんが、産みたい人には子供を産み育てられる。

産みたくても産めないというアンケートがありましたよね。子供は３人欲しいけれども、２人までというようなアンケート結果が大分前でしたけれども、ありました。そういうのを考えると、子供を３人産みたいけれども、今の状況では、旦那さんの仕事が忙しい、何が忙しい、そういう状況の中で

３人を育てるのはきついという、そういうようなアンケートがあったと思います。

そういうことが解消されるような子ども・子育て計画を、皆さんが子供は産みたいだけ産める。子育て、安全に子供は社会で育てるというような状況の中で、子供がちゃんと育ってくれる。それで子供が増えていけば、なおさらそれはすばらしいことで、そういう社会に玉村町がなって、消滅可能性都市自治体ではなくなるように、ぜひやっていっていただければと思います。

次はパブリックコメントの質問でありますが､教育長さんがお答えいただいて､学童の子供たちも、今は教室の中でいるだけで、プールをちょっと、小さなプールで、水遊びみたいな形で遊んでいますが、子供たちは体がなまっているのです。遊びたくてしようがなくて、うちの孫などは５時にお迎えに行くと、７時くらいまでおばあちゃん遊ばせてといって校庭で遊んでいるのです。だから、そういうのを考えると、ああ、もっと体を動かしたいのだなと思います。

それから、もう一人の孫は、朝６時から９時までサッカーをするといって、友達と集まって、最初は近くの公園で遊んでいたのですけれども、６時から、うるさいという苦情が入りまして、今は根石公園で遊んでいます。根石公園も朝早く、誰もついていないと怖いなと思うのですが、この夏休みはずっと根石公園で朝の９時まで、暑くなるまで、そこまでだよと言って、その３時間ですけれども、サッカーして遊んでいます。

そういうふうに遊べる子はいいけれども、夏休みに本当に家の中に一日中いる子供たちとか、そういうのを考えると、何とかしてあげなくてはいけないのではないのかなと私は思っております。体育館を開放するというのは、多分難しい話なのだと思うのですが、そういう開放のためのグループみたいなのをつくって、そこに登録した人は、取りあえず１年間幾らとかという会費を納めるにしても、そういう会費を納めて、指導者ではないですけれども、もし見守る人を雇うような形ができれば、開放事業というのは可能でしょうか。

◇議長（石内國雄君）　学校教育課長。

〔学校教育課長　青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君）　お答えします。

今言われたとおり、各団体ができていて、その団体に登録している子供たち、また保護者であったり、そういう指導者がいる団体であれば、それは生涯学習課のほうでやっている体育館の開放と同様に、体育館を使っていただくことは十分可能ですので、ぜひそういった形で、地域からそういった団体が出てくれることを期待したいと思っております。

◇議長（石内國雄君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　それが育成会とか、そういう団体でもいいわけですよね。今育成会がなくなり始めているのが私もすごく危機を感じているのですが、そういう団体、子供たちの団体とか、子供を遊ばせる団体みたいな。そういうのはどこに聞けば、生涯学習課に聞けばいいでしょうか。急に

質問が変わってしまいますけれども、そういう体育館を利用するための団体づくりというのは、生涯学習課で考えてくださるということは、私たちが主導といっても、そうすると私は板井地区しかできないような感じが。町全体の中でそういう組織ができれば、そうすれば芝根小学校の体育館も使える、どこの体育館も使えるというふうになるような気がするのですが、生涯学習課でそのような考えはありますか。

◇議長（石内國雄君）　生涯学習課長。

〔生涯学習課長　畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君）　お答えさせていただきます。

スポーツに関係する団体での学校開放なので、そこはちょっと、やはりスポーツという形で団体化していただいたほうが、我々も正直なところ処理がしやすいのかなというところでございます。

それと、空いているこまも、やはりスポーツのほうの団体が増えておりますので、現状ですと空いているこまで使ってもらうということになりますので、ご希望に合うかどうかも、一応組織化も含めてご相談いただければと思います。

◇議長（石内國雄君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　この夏の間、昼間、そういう使用団体はあるのですか。夏休みの間の夏の、７月、８月の昼間の時間です。子供たちを遊ばせる時間、土曜、日曜に関しては。

◇議長（石内國雄君）　生涯学習課長。

〔生涯学習課長　畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君）　現状、土日に絞りますと、土曜日は上陽小学校の部分１こま、体育館だけ。日曜日は、玉村小学校、上陽小学校、南小学校の３こまが空いている形になっております。

◇議長（石内國雄君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　ぜひ、空いているこまでいいのですが、スポーツに限定してしまうと、ただ遊びたいという子供たちは遊べないと思うのですけれども、この暑い夏の中を何とか工夫をして、そういう子供たちが遊べるような、誰でも遊べるような、そういう状況については、町長、考えていますか。お金のないのは分かっています。お金はないので、あるもの、ない物ねだりではなく、あるものを有効利用ということでどうでしょう。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　これまでと社会の様相が変わってきています。気候にしても、いろんなことが。だから、これまでどおりの、前例踏襲というのはもうなかなか厳しい状況だと思います。だから、夏の暑い中どんな形で現実に対応して、子供たちを元気にさせられるかということを観点に置いて対

応していくというのが大事なのではないかと思います。変化ですよね。

◇議長（石内國雄君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　そうですね、世の中はあまりにも変わり過ぎて、普通の、今までの常識では考えられない状況になってくると思いますので､ぜひ子供たちの観点､そういうことを考えながら、元気に子供が育ってくれること、いい玉村町でよかったと思えるような玉村町にしていただきたいと思います。

続いて、まちづくりについてということですが、まちづくりについては私が質問して、その後一生懸命動いてくださったことは十分承知していて、なかなか先に進んでいないのも承知しております。なぜここに質問を入れたかといいますと、私もこれからもやっていきますけれども、町のほうとしても、今後も中心市街地の活性化に向けてぜひやっていただきたいなと思います。

例幣使道周辺は町の顔であると質問を重ねてきました。金太郎あめのような、どこを切っても同じ町ではなく、町独自のものを大切にまちづくりをしてほしいと思って今まで活動してきました。

平成３１年４月施行の玉村町景観条例の冒頭の附則にはこのようにあります。玉村町の景観は、利根川や烏川などの水辺、上毛三山を眺望する田園風景や、宿場町としての繁栄を今に伝える旧日光例幣使道の街並みが特徴となっており、私たちにふるさとを感じさせる風景を形づくっている。また、一方で町の活力やさらなる発展を力強く牽引する都市づくりも進んでいる。こうした町の風景・景観は、地域の豊かさを表す重要な資源であることから、将来にわたり、町民と行政が協働し、守り生かすことにより、町に暮らす人、働く人、訪れる人の心を豊かにするとともに、玉村町のさらなる発展につなげていくため、ここに玉村町景観条例を制定するとあります。私の活動の原点がここに書いてあるような条例です。条例は、つくれば終わるのではありません。私たちはこれからも、この附則を心に刻み、活動していきたいと思っております。

それから、２番目の、子ども・子育て支援事業計画のところで最後に言おうと思っていたのですけれども、女性が働きながら子育てすることは、社会の協力なしにはとても大変なことと思います。子供を安心して生み育てられる環境を町は整える必要があると考えます。地球温暖化により、世の中が大きく変わろうとしています。その時代に対応した子育て環境を整備し、そして母親任せにするのではなく、社会で子供を育てるという観点で行政を行っていただきたい、そう思っております。すみません、順番が変わってしまいましたが、よろしくお願いします。

花火大会についてですが、お金がかかるのは大変ですが、何かこの花火を継続していくための、やらないというのは簡単なのですが、どうしたらできるかという方策をぜひ考えていただきたいと思っております。本当に子供たちが、この間も花火のとき、中学生の自転車がすごかったのです。子供たちが楽しみにして、やはりイベントというのは、子供たちにとって、ふるさととしての心に残る思い出の大切なものの１つだと思うのです。平常ではなくて、非日常という活動というのは、心に残りや

すいものですし、そういうものをいっぱい子供たちに残してあげたいというのが私の考え方です。できれば、この花火についても、子供たちの故郷のよい思い出というか、戻ってきたい玉村町をつくるためにも、ぜひ花火は続ける方向を考えてほしいと思うのですが、町長、最後に。

◇議長（石内國雄君）　ちょっと待ってください。

子ども育成課長。

〔子ども育成課長　今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君）　すみません、先ほどお答えできなかった部分についてお答えさせていただきます。

ママヘルプサービスの実績なのですけれども、昨年度は２３件でございました。大変失礼いたしました。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　私もある意味たまむら田園夢花火と一緒に成長してきたという思いがあります。本当に花火が上がった下に、田植が終わった田んぼが映っているのです。そういう間近なところで見る花火というのは、本当になかなかあるものではないし、それが群馬県にとって夏を告げる、夏が始まったよということを告知するような花火でもあるし、多くの人が楽しんでいるのも事実です。だから、たまむら田園夢花火をどういった形で持続させるかということで、いろんな知恵を絞ってこれからやっていきたいと思います。

例えば、今年やった規模の半分くらいの花火になっても、みんな何だかという話になってしまうのです。だから、やはりやるなら、あのくらいの規模で継続しないと、花火大会ではないよねという意識もありますので、そういうことも勘案しながら、要するに子供たちにとっても、大人たちにとっても心を寄せられる夏のひとときですよね。そういうものをどうやって持続させるかということを、やめるという方向ではなくて、継続させるという方向での議論をしていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　継続に向けての試みもしていただきたいと思います。

あと、町がもっと皆さんに泣きついてもいいのではないですか。こんなにお金がかかっています。この花火を持続させたいのです。皆さん協力していただけませんでしょうかというような、そういう、皆さんは知らないと思います、こんなに花火のお金がだんだん上がっていることも。だから、続けてくれ、続けてくれとただ言いますけれども、続けるためにはお金も必要だよというような、みんなの協力を得るようなコメントを出しても、町長がこれを続けたいと思うという意思表明の下にみんなに協力を仰ぐ、みんなで花火を上げようよという、そういうことを醸成していってもいいのではないのかなと思いますので、ぜひそうしていただければと思います。

最後になりますが、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。初当選から２１年と５か月、夢中で突き進み、月日が流れてきました。忘れられない質問は、２０年前、まだまだ地球温暖化という言葉が理解されていない当時に、ハザードマップの作成を質問して課長さんを追い込み、県の方向性も出ていないのに、つくりますと言っていただきました。若気の至りで申し訳なかったと反省しています。でも、そのくらい熱血で頑張ってまいりました。

時代を先取りした質問も多く、町長、副町長、教育長、課長の皆さんにはご苦労をおかけしたと思いますが、皆様誠実に私の質問に向かい合ってくださいましたことを、本当に町をよくする方向で動いてくださいましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、議会事務局長、そして事務局の皆様、同僚議員の皆様、そして私の後援会、そして応援くださった全ての方々、私の議員生活にお付き合いをいただき、支えてくださって本当にありがとうございました。

以上をもちまして私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。これからも玉村町の子供たちが、生まれてきてよかった、育ててもらえてよかった、そして戻ってきたい、そんな玉村町を目指してください。これは、今私たちが歌っている歌の歌詞の一部なのですが、町民として町の発展を心から祈念しております。今まで本当にありがとうございました。

◇議長（石内國雄君）　休憩いたします。１１時に再開します。

午前１０時４５分休憩

午前１１時再開

◇議長（石内國雄君）　再開します。

◇議長（石内國雄君）　次に、１番羽鳥光博議員の発言を許します。

〔１番　羽鳥光博君登壇〕

◇１番（羽鳥光博君）　議席番号１番羽鳥光博です。議長の許可が得られましたので、質問通告書にのっとりまして質問させていただきます。

初めに、実は私、３月で高崎経済大学の大学院を修了しましたけれども、書いた論文のテーマが、「議会の議場における質問と答弁」、要するに一般質問の効果は町の行政施策に影響を与えるかというテーマで、大体４万文字くらい書きましたけれども、皆さんが質問した、その結果も書かせていただきました。それは、全て公開された議事録から質問と答弁を取りましたので、私の考え方が入っていません。

結果は、私が分析しまして、皆さんのことも含めて、例えば１人の議員がたまりんを廃止、見直しをしたいというふうなことであれば、私も質問し、ほかの議員さんも重ねて何本も質問しました。介

護保険料改定については私だけだったかと思いますけれども、そのほか公園整備とか、いろんな問題、道路の補修整備とか水路改修とか、これも皆さん、議員さんも重ねて質問をして、町はどう対応したか、予算をつけたか、条例を制定したか、制度をつくったかというふうに結論を出しまして、効果があった、一部効果があった、効果なしの測定できない、それから効果なしというふうに分けて点数をつけて、６月の中京大学の地域政策学会で発表しましたけれども、やはり結果は、一般質問をした効果は、数は少ないのですけれども、ありますので、また執行部のほうもしっかり聞いていただいていることが分かりますから、やはり一般質問をしっかりして、町もそれをきちんとメモを取って、何年か後には道路整備とか、あるいは条例改正とか料金改定に結びつけるという結果が得られましたから、私としますと、やはり皆さん、一般質問を毎回される議員もいますし、ピンポイントでタイムリーにされる方もいますので、やはりこれは重要な議員としての行為かなと思いますので、それについては申し述べさせていただきますと同時に、皆様の質問と答弁は議事録から拝借させていただきましたことを付け加えさせていただきまして、大変ありがとうございますということで感謝の弁を述べたいと思います。

では、質問通告書に従いまして質問させていただきます。１番目は、ゴミステーションの管理運営と新規設置支援についてでございます。町内のゴミステーションは、住民の協力により維持管理され、生活環境の維持に重要な役割を果たしております。しかし、なかでも歩行が困難な高齢者にとりまして、既存のゴミステーションまで運ぶことが困難な場合があります。より身近な場所に設置を望む声もあり、区長が住民意見をとりまとめて町に要望を行う事例が見られ、こうした要望に対して、町が柔軟かつ前向きに対応できる体制を整えていただくことは、高齢化が進む地域社会において不可欠でございます。町の考え方を問います。

２番目の質問でございます。電動アシスト自転車購入費補助の検討についてでございます。町は通学定期券購入費補助を行い、若者の学びを支えております。一方で、公共交通を利用できず、自転車で片道１０キロ以上の通学を続ける高校生も存在し、身体的負担、安全面での課題が指摘されております。地域の将来を担う若者を応援する施策として、電動アシスト自転車購入費補助制度を創設することは有効であると考えますが、町の検討方針を伺います。

３番目でございます。コメ価格高騰への対応と町レベルでの食料安全保障についてでございます。近年のコメ価格の高騰は、物価上昇下における住民生活を直撃し、国民の命を守るべき食の安全保障の観点からも看過できない課題であります。町としては、学校給食、福祉施設での安定供給の確保、農業者への支援、地産地消の推進など、取り組み得る対策があると考えます。住民生活を守る立場から、町レベルでの食料安全保障について、可能な施策をどのように検討しているか伺います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇**町長（石川眞男君）**　羽鳥光博議員のご質問にお答えします。

まず初めに、ゴミステーションの管理運営と新規設置支援についてお答えいたします。ゴミステーションの管理運営については、日頃より住民の皆様のご協力により維持管理をしていただき、大変感謝しています。

ゴミステーションの新規設置については、地区衛生支部長を中心に、地元住民と協議を行い、設置場所を決めていただいており、年間１０か所程度の新設・移設の申請を受けております。なお、設置条件として、１つの場所でおおむね１０戸以上としています。

しかしながら、ごみ収集車が問題なく収集できる場所であれば許可いたしますが、周辺道路が狭かったり、通り抜けができないようなごみ収集に支障がある場所には、設置場所について再検討をお願いすることもあります。

なお、ごみ出しが困難な高齢者や障害者へのごみ出しサポートとしては、「特定非営利活動法人おたがいさま」、「シルバー人材センター」が、有料ではございますが、ごみ出しサポートを行っております。

次に、地域の将来を担う若者を応援する施策として、電動アシスト自転車購入費補助制度の創設についての検討方針についてお答えします。議員ご指摘のとおり、高校生の通学に関しては、公共交通を利用できず、自転車での長距離通学を余儀なくされる生徒がいることは認識しており、身体的負担や安全面での課題も承知しております。高校生の通学用自転車に補助金があれば、経済的に有益ですし、自転車通学は健康維持につながるとともに、公共交通機関の利用を減らし環境負荷の軽減にも寄与すると考えます。

しかしながら、電動アシスト自転車の購入補助制度を創設する方針は、町としては現時点では考えておりません。その理由としまして、安全性と社会的責任を踏まえると、電動アシスト自転車の導入は、走行速度の上昇や急な変速など、新たな運転リスクを伴い、特に通学路上の交通混雑や路面状況の不均一性と合わせて事故リスクが増大する可能性があります。そのため、県・学校・警察・交通事業者など関係機関で連携した安全対策の整備が不可欠となります。地域全体の交通安全を推進する観点からも、まずは全体的な環境の整備と教育を優先すべきではないかと考えています。

また、現状、高校生への通学用電動アシスト自転車購入費補助を行っている自治体はなく、電動アシスト自転車購入費補助自体も多くありません。群馬県では桐生市だけ、関東甲信越地方でも１５市区町村程度でした。また、補助対象者は、子育て世帯がほとんどで、幼児同乗用の２人乗り自転車への補助となっております。桐生市においては、１８歳以上の運転免許証保持者か返納済者が対象となっており、環境負荷軽減を目的とした補助制度となっています。

全国的に見ても補助制度は少なく、８割は子育て支援、残りは環境負荷軽減、高齢者支援、変わったところでは、伊豆市では電動アシスト自転車に限らず、全ての自転車の購入に補助金を出しております。

以上のことから、電動アシスト自転車購入補助制度の創設は現状考えておりませんが、他市町村の動向も踏まえながら、教育機会の平等を最優先と考えつつ、通学環境の安全確保や利便性の向上などに努めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、コメ価格高騰への対応と町レベルでの食料安全保障についてお答えします。報道等で既にご存じかと思いますが、日本政府は、主食用米の生産量に不足があったことを認め、今後の政策の方向性として増産にかじを切ること、耕作放棄地の拡大を食い止め、これからも農地を次世代につないでいくこと、今回の米国の新たな関税措置にも影響を受けない輸出の抜本的拡大に全力を傾けることの３点を挙げています。

本町においても、農業生産性の維持、向上を図るため、使途に合わせた様々な農業施策事業を行っています。主な事業でございますが、まずは農地の集積化事業があります。本町では、公益財団法人玉村町農業公社を活用して農地の集積を進めており、効率的な農業経営の推進と耕作放棄地の防止に努めております。国が実施しております「担い手の農地利用集積状況調査」では、令和７年３月時点での本町の農地集積率は７５．１％で県内でも高い水準となっております。

次に、農業者支援としまして、認定新規就農者への経営開始資金に係る支援事業や農業経営力向上に資する事業などがございます。特に農業経営力向上事業は、コンバインやブームスプレーヤなど高額となる米麦栽培用の大型機械導入の際に、資金的な支援を行う補助事業で、令和７年度は２件の事業利用があります。そのほか近年増加している野生鳥獣による農業被害等を軽減するため、町の猟友クラブと連携し、鳥獣駆除事業も行っております。

さらに、営農に欠かせないかんがい施設の新設や更新、補修等も順次行っています。令和６年度には国庫補助を利用して滝川第二統合堰を改修し、今年度は樋越堰の改修を予定しており、そのほかにも県費等を利用し、用水路や水門の改修を実施し、用水の安定供給と農業経営の安定化を図っております。

また、令和７年度からは、令和６年度に完成した米麦の種子を調整・保管する広域種子センターの利用促進と利用者の負担軽減を図るため、施設利用料の一部を助成する広域種子センター利用者支援事業を開始いたしました。種子は、農作物の源ですので、種子の段階で細菌やウイルスなどに感染しないよう、適切な管理の中で優良種子の生産を向上することは、農作物の収量低下を避け、安定した食料確保のためには非常に重要なことと考えております。

食料安全保障につきましては、国レベルで協議されるべき施策となりますが、継続した食料の安定を確保するためには、構成する各自治体が農業基盤の維持をはじめ生産性の向上を目指していくことが必要であり、本町におきましても、食料安全保障に係る基礎自治体として農業支援を引き続き行ってまいります。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　答弁ありがとうございました。最初のゴミステーションの管理運営と新規設置支援について、何点か質問を追加させていただきます。

眼目といたしますと、これは高齢者支援という意味合いから、適切なゴミステーションの新規設置と移動がなされれば、地域の方々も、燃えるごみや危険物等の搬入に対して、気が和らぐのではないかなと思って質問したわけでございまして、地域を回りますと高齢者や足の不自由な方がごみ出しで困難を抱えている事例があります。町として、地域要望が区長を通さなくても出てきた場合に、高齢者配慮をということを考えて、ゴミステーションの設置基準とか、それを認めるかどうかの判断材料を考えているかと思いますけれども､担当課長､その辺はどのように基準として考えているのですか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたが、設置基準としましては、おおむね１０戸以上ということになっております。さらに、申請場所を見させていただきまして、ごみ収集車が行ける場所か、入れる場所か、入っていって問題ない場所か、止められる場所か、そういうのを確認した上で、許可というか使用できるようにしておりますので、設置基準としましてはおおむね１０戸以上という形です。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　町長の答弁にも、担当課長の答弁にも１０戸という言葉があるのですけれども、１０戸というのは具体的にはどういったものですか、１０戸の意味はどういうものですか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　失礼しました。１０世帯という形です。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　私の板井区では４６ゴミステーション程度あるかと思うのですけれども、１０世帯ということであると、大体１，２３０世帯ぐらいありまして、大体それは目安だと思うのですけれども、あくまでそれは目安であって、場所によっては２０世帯、３０世帯で１つということも町全域を見通しますとあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

すみません、おおむね１０世帯以上ということで、多いところは物すごくいっぱいあるところもあります。恐らく行政区によっては、四、五か所しかないような場所もあると思いますので、上のほうの上限値については今資料がないのですけれども、かなり多いところもあると思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　上新田辺りですと、旧国道３５４号の歩道に直置きして、青いネットがかけられておったり、あるいは適切な場所があれば、区でもって年間の賃料を払って、その場所をお借りして網の籠等を置くという場合もあるし、公民館用地とかお寺の敷地を借りる等でいろいろ工夫されておるところですけれども、やはりごみ設置場所が、出す人が高齢化しておったり、交通事情で、そこへ行くのに非常に身の危険を感じる場合等がありまして、どうしても近道を通るということが考えられたり、いろんな時間の経過や時の経過によって難しくなってくる場合の柔軟な対応というのは、区のほうで考えられているところなのですけれども、それは例えば区長さんが認めなければ駄目だとか、地域の方は要望しているけれども、どうも区全体で考えると、そこは不適切であるとかという中で、なかなか町に要望が上がってこない事例もあるかと思うのですけれども、そういうお声を聞いて、町としてそういうところにまで踏み込んで調整されるということは、していただくことはあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

区長さんからの要望ということではなくて、あくまでも衛生支部長さんが各行政区にいますので、衛生支部長さんからの申請となります。設置場所につきましては、衛生支部長さんを中心として、周辺の使用する住民の方同士で話し合って場所を決めてもらうという形になっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　私の認識ですと、衛生支部長さんは、組織的には区長さんのまとめ役の中の１つであるということで、衛生支部長さんのやり方というのは区長さんも承知しておるところかと思っておるのですけれども、今ちょっと改めてお考えを聞かせていただいたところ、衛生支部長さんの役割というのは、衛生支部は単独の会計を持っていますし、大きいのかなと思いました。

ということであれば、地域住民の方が、どうしてもこの場所に設置したいという具体的な場所が決まってくるとすれば、まずは衛生支部長さんに言って、衛生支部長さんが町に要望すれば、それで即認められるということで、ごみ収集車が翌週から来ていただけるようなことと考えてよろしいですか。

◇**議長（石内國雄君）**　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇**環境安全課長（齋藤　博君）**　お答えいたします。

要望書という形ではなくて、申請書という形ですので、その設置場所を詳しく書いて、どういう、可燃ごみか不燃ごみを収集場所にするという申請書を出していただいて、そこにごみ収集車が行けるという判断ができれば、最短の収集のスタートはいつになるか分からないのですけれども、なるべく早めに収集は開始できると思います。

◇**議長（石内國雄君）**　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇**１番（羽鳥光博君）**　数を多くすればいいというものではないのですけれども、やはり適宜適切な場所の設置が望ましいところであって、例えば道路敷、町道だったりとか、あるいは県道の歩道であったりとか、要するにそういう共用財産の場合で置かれているところもあるのですけれども、その辺は、町は確認した上でその申請書をチェックしておるということで、おおむね県や町の関係部局との調整が済んで了解が得られていると理解しますけれども、その辺の困難点とか、やはり申請が上がってきたけれども、それは駄目だよという事例等もあるかと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

◇**議長（石内國雄君）**　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇**環境安全課長（齋藤　博君）**　お答えいたします。

県道や町道上のゴミステーションにつきましては、本来ならば使用許可を得ないといけないところであると考えております。ただ、使用許可を得ていないゴミステーションがほとんどだと考えておりますので、そちらの使用許可まで、こちらでは判断はしておりません。

以上です。

◇**議長（石内國雄君）**　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇**１番（羽鳥光博君）**　それでは、視点を変えまして、今後の支援制度とか予算措置の検討についてお伺いいたしますけれども、区のほうには、町から一定額が行政委託費で出ておりますけれども、また衛生支部長のほうにも、町からのそういう金銭的な支援もあるかと思いますけれども、そこはちょっと私は記憶が薄れましたけれども、老朽化したゴミステーションの更新とか、新規設置に際して、町がどのような支援体制、要するに予算上の補助とかをしているのか。

そういうことで行われておれば、非常に衛生的な、環境面に配慮したゴミステーションの設置が可能となり、地域住民にとって最短でゴミステーションに、燃えるごみとか、燃えないごみとか仕分けしたものを、空き缶とかアルミ缶とか、ペットボトル、トレー等持っていけることになると思います

ので、その辺については、町当局としても、各行政区の衛生支部長会議等でもよく説明して協議しているかと思いますけれども、その辺については町の支援等。どこに委託しているか、中高年事業団か、東毛清掃か分かりませんけれども、新しく設置されれば予算も追加で必要になってくると思うのです。その辺は柔軟に対応できることでいいのですか、３点ぐらい言いましたけれども、まとめてお答え願えればありがたいのですけれども。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

各行政区には、ゴミステーションの管理料と衛生の事務委託料としまして、１世帯当たり年間４００円を町のほうからお支払いしております。プラス衛生組合費として、区のほうで各世帯から５００円集めていただいていると思います。その中でゴミステーションの設置とか、そこの設置に係る費用とかを全て区のほうで賄っていただいております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　ごみ収集のパッカー車はどこから、東毛清掃さんですか。どこでしょうか、教えてください。

一定の予算契約をして、箇所数も決めて契約していますから、そこで区の経費でというお答えでしたけれども、新規設置された場合に、そこは委託業者のほうが、いや、数はもう決まっているから、年度途中での新規は受けられませんよと、廃止についてもそうかもしれませんけれども、その辺ちょっと詳しく教えてください。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

可燃ごみにつきましては、東毛清掃に委託しておりまして、現在７２０か所町内にステーションがあります。年間のゴミステーションの増減、減ることはないと思うのですけれども、増えるのが１０か所程度ですので、年度当初に決めた委託料の中で対応していただいているところです。

また、不燃ごみにつきましては、町内に６６０か所ありまして、そちらについては中高年雇用福祉事業団のほうに委託しております。そちらにつきましても増えた分については、その同年度に増えた分につきましては、委託料の中で今のところは対応していただいているところであります。

これが今後、年間５０か所、１００か所増えましたとなると、またそこは、委託料のほうは話をしないといけないかもしれないのですけれども、現状、ここ数年１０か所程度の増なので、当初の委託料の範囲内で対応していただいているところであります。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　お話を聞かせていただきまして、かなり新規設置とか、ゴミステーション移動につきましては、委託の会社との中で、ある程度の範囲の規模を持って柔軟な対応を取っていただいているということと、区衛生支部長と区のほうで予算は賄って、住民負担をかけることなく、そこら辺は区の運営に任されておると。

そして、新規設置要望については、町としては柔軟な対応で、認める方向で考えているというのが受けて取れたのですけれども、やはりそうはいってもなかなか、地域住民の方が、この地域に数世帯でまとまってステーションを設置してほしいといっても、やはり周りにいろんな人たちが住んでおりますから、衛生支部長さんや区長さんとの調整が必要かと思いますけれども、その辺がなかなか進まなくて町に上がってこないようなときの調整というときに、衛生支部長会議等で、その辺は地域住民主体に考えて要望をのんでくださいと。ある程度の場所があれば、そこを認めていいのではないですかということを逆に町のほうから、積極的に新しい設置について促すと、逆に言うと町が協力してあげるというような姿勢を取っておるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

ステーションの新しい設置場所につきまして、相談を受けることは多々あります。やはり自分の家の近くにゴミステーションがあるというのは嫌だということで、なかなか決まらない場合が多いので、そういう場合、こちらに相談があった場合には、職員が現地に赴きまして、ステーションが置けるスペースがあるところ、パッカー車が行けるところを近所で見て回りまして、こちらでアドバイスするような形です。

あとは、その近所の家の承諾につきましては、やはり地区で取ってもらうしかありませんので、そこら辺につきましては、こちらで職員のほうが行って、いい場所を見つけてアドバイスする程度にとどまっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　玉村町は、上福島にごみの処理施設がございまして、非常に受入れ態勢が、粗大ごみを含めて自分で持ち込むというようなことですけれども、広域的に今後、県が進める広域化の中で、遠くのほうの山手のほうへ持っていかれて、広域化組合とかであれば、国の補助金を受けやすいということで、新しいごみ処理施設を考える方向に行っておりますけれども、やはり根っこは、

ゴミステーションに集まるごみをどのように管理をして、住民にとって使いやすいものになっていくかという点が一番のきっかけというか、初めですから、そこら辺については、今後とも町当局としては地域住民の要望を聞いていただいて、柔軟な対応とスピーディーな対応をお願いしたいと思います。

この点につきましては、住民生活の環境に直結する問題ですから、町長、一言何かご意見をいただければありがたいと思います。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　ゴミステーションの関係で、今伊勢崎市、みどり市、桐生市、前橋市、そして玉村町で何回か協議しまして、喫緊の課題は、まず協議していただいているのは、玉村町が延命工事していますけれども、炉がもたないということで、一、二年ということで対応していただけるという話にはなっています。だから、来年、再来年あたりで、それは共通項で出ています。それで、それは、桐生市のところの場所も決まって。

ただ、１か月間だけ清掃とか使えないときがあるので、そのときはどうしようかというところで、町のほうで、その１か月分の場所をどこにするかというのを今見つけている。それも見つかっていくかと思いますので、広域によって、広域のメリットということをやはり生かせるようなごみの行政というものを今にらんで動いています。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　身近なごみ問題につきましては、いろんなトラブル等も発生する事案なものですから、町当局におかれましては、いろんな情報収集をいただきながら、またごみ処理センターの広域化に向けての対応も、今町長からお話しされましたけれども、前向きなご検討ということで大変感謝しておるところでございますので、この問題につきましてはこれで終わりにさせていただきます。

２つ目の電動アシスト自転車購入費補助の検討について何点か伺わせていただきますけれども、私は若者支援ということで、先ほどは高齢者支援、今回は若者支援ということで、町内の高校生の通学実態を踏まえて町当局にお願いしたところでございますけれども、町長の答弁を聞いていますと、非常にリスクを伴う、危険性があることでもあるので、慎重に考えなければいけないことでありまして、ただ高齢者を含めて、高校生を含めて、若者や一般の方、若年者も含めて、全てに対応できる補助制度がある地方自治体があるとお聞きいたしましたので、私とすると、電動アシスト自転車については、先取りということで、町の行政施策として取り組む対象としてよろしいのではないかなと思っております。

そこで、まず初めに伺いたいのは、町内の高校生の通学実態をどの程度把握しておりますか。例えば定期券の補助をしておるから、ある程度実態をつかんでおりまして、長距離で、高校生が自転車を１０キロ以上こいで、往復で２０キロ以上で通学しておる高校生もいるかと思いますけれども、ある

いは両毛線や高崎線を使って学校へ行っている高校生もいるかと思いますけれども、その辺は一回定期券補助を出したから調べているのかと思うのですけれども、あらかじめの概数とか、そういう実態があれば教えていただきたいのですけれども、いかがですか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　駒形の通学の実証実験のときに実際申し込まれた方が……通学実証実験で、朝が９名で夕方６名の応募でしたので、朝９名の方が駒形駅へ行っているということは分かるのですけれども、それ以外に高校生の通学状況については調べておりません。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　確かに高校のほうでは数値は取っておるでしょうけれども、そこまで県立高校の情報を町が集約するということもできないでしょうし、私もそういうふうな質問をしていませんでしたから、駒形駅へ向かう通学をする朝の高校生が９名、帰りが６名で、町としては把握しているということで、やはり自転車で烏川あるいは利根川を渡って長距離通学をせざるを得ない生徒が存在していることは事実でございます。

そういう子供たちの安全性とか健康面への配慮とかを考えますと、やはり昔の時代のように、北風に向かって自転車をこいでいって、帰りは逆に前橋方面に行けば多少は傾斜が追い風等を含めて楽になりますけれども、そういう根性で自転車をこいで学校へ行く時代が終わったと思っておりまして、やはりそこは勉学に集中するとか、スポーツに集中するとか、安全性を考えてあげるとかということで、やはり行政当局の支援が必要かと思います。

そこで、安全面からの支援の必要性について考えたときに、１０キロ以上の自転車通学は事故リスクとか体力的負担が大きくて、電動アシスト自転車導入安全確保にも資するのですけれども、こういう点を考えると、私はやはり町の行政施策として早めに取り組んでいただいたほうがよろしいかと思うのですけれども、担当課長にお聞きしますけれども、電動アシスト自転車を通学で購入するとすれば、お幾らくらいで、どういったメーカーが複数あるかご存じですか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　担当課長かどうかあれなのですけれども、お答えいたします。

私の知る限りでは、メーカーについてははっきり言って分かりません。金額的には６万円以上、６万円くらいから上であると思いました。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　６万円以上、いろいろ価格帯があるのですけれども、奥様方が乗っておる自転車でも電動アシスト自転車がございまして、これも一定価格以上の値段が。通学に使うとなると、長距離を往復する関係で、それなりの耐久性というのも必要になってきますと、私が調べたところですと、三大メーカー、パナソニックとかブリヂストンとかヤマハとか、価格帯的には十四、五万円くらいの購入価格がございまして、それが３年間乗り続けると、いろんなところが傷んできて、充電もしなければいけませんし、雨に強いかというと、そこも考えるとなると、結構やはり維持経費が３年間でかかると思うのです。

購入費も一般の自転車よりは高いですから、ここは他の自治体でも、町長の答弁にあったように、桐生市もそうですけれども、ある一定の条件を満たせば購入補助しておるということですから、そういうことで、高校生の事故リスクとか体力的負担を考えてあげて、結構な価格ということで私が調べて話しましたけれども、それについて、それは親に買ってもらってやむを得ないでしょうというふうに考えるのは、あまりにも見捨てられ過ぎた見解かなと思いますけれども、そういった家庭の負担への支援という点からは、これは誰に答えてもらえるか私は分かりませんけれども、そういった部分で町として配慮すべきではないのかと思うのですけれども、家庭への財政負担、支援をするということで、どなたかお答え願えませんでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　企画課長。

〔企画課長　関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君）　すみません、保護者の負担というよりかは若者支援という観点から申しますと、特に高校生に対しては、これまで町では奨学金制度を拡充しながら支援を行っているかと思いますし、また高校生世代までの医療費無料化ですとか、卒業後の働く場の確保の一助としても雇用拡大に向けた工業団地の企業誘致も行っております。また、あるいは小中学生では学校給食費の無償化など、大変大きな投資をしながら、未来を担う児童生徒への支援を行っているというところであります。

今回のご質問の電動アシスト自転車購入といった補助制度を新設する場合、対象となる生徒をどのように選定し、どのような基準、例えば通学距離ですかとか、またその保護者の所得といったような、そういった適格性をどう判断するかといった課題も様々あるかと思います。対象となる生徒が限定的となるような制度より、今の時代、全ての生徒がひとしく恩恵を受けられるような制度設計となるようにしなければ、町民理解につながらないのではないかと考えているところです。

今回の例えば防犯対策機器購入のような単発の補助制度と違って、今回一たびそういった制度を行うと、恒常的な支出になるかと思いますので、財源の裏づけ等と他の政策との優先順位を踏まえながら、慎重な判断をしていかなければならないのかなと思っております。

ですので、羽鳥議員のおっしゃるような新たな補助制度の新設、今後も恒常的な支出に続くような

補助制度の新設というのは、たくさんの政策との兼ね合いを考えましても、積極的に今、では、やりましょうというのはなかなか難しいのかなと思っております。もちろんあればいい制度だとは思いますけれども、なかなか現状の財政状況を考えますと、財政状況を理由にはできないとは思いますけれども、現時点では難しいのかなと思っております。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　では、２項目めについては最後の質問にいたしますけれども、今企画課長からご答弁いただきましたけれども、やはりなぜ高校生に限った若者支援だけに特化するのかということで、高齢者の方もたくさん使っておるところで、他の自治体においては、全ての階層を含めて補助制度を設けておる団体が１団体程度あるということで、桐生市の補助制度につきまして、一定年齢で免許を返上した方とかというふうにおっしゃられていましたけれども、桐生市については私が調べたところですと、環境負荷低減という切り口で、１万５，０００円程度の補助金を出すということ等々を私は見ましたけれども、桐生市の例をちょっと具体的に挙げてもらえませんか。

◇議長（石内國雄君）　企画課長。

〔企画課長　関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君）　桐生市につきまして、県内唯一の補助制度だと思いますけれども、先ほど羽鳥議員がおっしゃったように、環境負荷の関係、ＳＤＧｓの観点から、１万５，０００円の補助があるということでした。

今回の質問を受けてから、ちょうど県の交通安全対策室の方と話す機会がありましたので、ちょっと話を伺ったのですけれども、環境面の観点からの補助制度はあるけれども、県内で高校生の支援として自転車購入補助をしている市町村はないという話でありました。

私もこれまで注意深くは見てはいなかったですけれども、これまでに高校生が電動アシスト自転車に乗っていることは見たことはございません。県の方の話では、体力の面からだと思いますけれども、女子高生が乗っているのは時折見かけるという話は伺いました。

玉村町を含め、近隣では、比較的平たんなところなので、坂道がたくさんあるような山村部と違って、ないよりはあったほうがいいかもしれませんけれども、安全面も考慮しなければならないということもありますし、そういったことも踏まえて、極端に大きな負担にはなっていないのかなと思います。

現状、路線バスの定期券の補助を活用できる方につきまして、積極的な活用をいただけるように、企画課のほうとしても環境安全課と連携しながら、この利用について周知していければと考えております。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇**１番（羽鳥光博君）**　ありがとうございました。県の担当課ともご相談されて、意見交換されたというようなことで、対象人数が限られておるということで、また関係各階層、高齢者から若者を含めたところも対象に、視野に入れないと、補助制度創設は難しいというふうなことでまとめられておりますけれども、１つ時代を先取りして、桐生市さんも取り組んでおるようですから、県内で町村では一番手になれますように、こういったご検討をしていただくことをお願いいたします。

最後のコメ価格高騰への対応と町レベルでの食料安全保障についてお伺いします。３つほど再質問させてもらいます。１つは、学校給食への安定供給確保についてということで、米価高騰が学校給食費に直結すれば、保護者負担増になる。町として、安定供給と価格抑制のためにどのような支援、工夫をしているか伺いますけれども、特に今小中学校、義務教育学校におきましては、学校給食費の無料化を施策として玉村町単独でやっておりますけれども、かといって税金で親に代わって町が負担しているわけですから、１億数千万円かけまして。やはり継続的な制度とするためには、価格抑制をしなければいけないということで、入札等で何か工夫をされているかと思いますけれども、いかがですか、担当課長。

◇**議長（石内國雄君）**　学校教育課長。

〔学校教育課長　青木栄二君発言〕

◇**学校教育課長（青木栄二君）**　お答えします。

給食の御飯につきましては、玉村町の給食センターには、御飯を炊くという米飯の機能というのはありません。なので、全て委託という形で行っています。

この委託業者につきましては、群馬県学校給食会というものが群馬県に存在しておりまして、そこに決まった価格で契約をするという形で行っております。また、学校給食会が基本的には業者と入札を行っているという情報は入っておりますが、そこで決まった金額で町としては１年間、週に３日間になりますが、３日間という形で給食の中に御飯をお出しいただくというような契約をさせていただいているところです。

◇**議長（石内國雄君）**　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇**１番（羽鳥光博君）**　県の学校給食会を通じた価格の設定の中で、町としても契約して受け入れているというようなことですので、やはりせっかくいい先取りをした町単独の義務教育学校の給食費無料化の制度を続けるためにも、米価高騰の中での価格抑制という点についても、学校給食会ということですけれども、町としてもやはり契約を結んで購入する以上は、そういった価格面についても大いに関心を持っていただきたいと思います。

次へ行きます。２番目の再質問は、同じ米価格高騰に対しまして、農業者支援と地産地消推進についてでございます。米農家が持続的に経営できるよう、町はどのような営農支援、販売促進を行っていますか。地産地消を通じて地域での消費拡大をどのように図るのかが問題だと思いますけれども、

町長の答弁を聞いておりまして、町としてもたくさんの対応を図られておるところでございますけれども、やはり私も質問の中に、農業者への支援、地産地消の推進などということで、食料安全保障の例示を挙げましたけれども、町レベルとして取り組むことのできる食料安全保障についての答弁の中で、町長はたくさん羅列されましたけれども、特に町としてはこれが一番重要なのだという点を挙げるとすれば、一、二項目、どれがそういった、私の質問趣旨に沿った答えとなるでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　お答えいたします。

食料安全保障につきましては、国の施策となっておりますが、その食料・農業・農村基本法の中では、国内の生産の増大を図ることを基本とした法律になっております。そういった中で、基礎自治体の玉村町としましては、まずはそういった食料の需要と供給のバランス、それによりまして価格高騰であったりとか、そういった不均等性を排除すべく、生産性の向上を図ることが基礎自治体としてのまずは義務かと考えております。

そういった中で、玉村町につきましても、様々な補助金等を創設しまして、もちろん単独事業というよりは、県、それから国、そういった交付金の活用がメインとなってきますが、新たな機械機器の購入費､それから経営が不安定な場合につきましても､そういったところへの補助あるいは利子補給、そういったものも支援事業として行っております。

まず、生産性の向上としましては、まず第一に担い手への支援、そういったところが最重要かと思いますので、そういったところへ支援を今現在やっております。さらに、経営所得安定対策推進事業としまして、これは国の交付金事業になりますが、市場のいわゆる価格差、そういったところに補填すべく、いわゆるげたならしという、そういった制度もございますし、また今現在も主食用米が、ここ最近の米価の高騰によって、かなり生産量が多くなってくる状況ではございますが、それに伴いまして、戦略作物、飼料用米であったりとかＷＣＳ、いわゆる農畜連携をすべき、そういった作物が減少する傾向にもあります。

そういった中でも、水田活用直接交付金であったりとか、そういった交付金を活用しまして、飼料用米、それからＷＣＳの減少を食い止めて、畜産のほうにも恩恵が受けられるような形で交付金の活用をすることで、いわゆる農業、畜産、全ての農業に対しての支援を、今後も町としては、国、県と、それからＪＡさんと連携してやっていくことが必要かなと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　担当課長のお話を聞いておりますと、町長の答弁を整理させておるということで分かりやすく、さらに補足されておりましたけれども、農地集積と農業機械化への補助金、この

２点を取ってみますと、米価格高騰への対応として、町レベルでの補助制度ということとして捉えられますけれども、農地集積と機械化に対する町補助金、この２点を取ってみると、具体的にはどのくらい町の食料安全保障、国レベルといいますけれども、やはり町としても取り組むことだと思いますので、その２点について、どのように町レベルでの食料安全保障につながるかと思いますか。

◇議長（石内國雄君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　具体的に町単独レベルとしまして、価格変動への歯止めを利かせるとか抑止というところの効果までは、どれくらい見込めるかというところはなかなか推測はできない状況なのですが、ただこちらとしましては、そこの主な原因となる需要と供給のバランスを常に確保すべく、生産性の向上と、あとは担い手の確保、さらなる効率的な、いわゆる圃場の確保ということで、集約、集積、そちらを進行することが基礎自治体の務めだと考えております。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　最後に、町長にもう一度伺いますけれども、やはり米価格高騰への対応と町レベルでの食料安全保障と大上段に構えました。町としてもやれることがあるということでご答弁いただきましたけれども、米の価格は、一旦上がったものはなかなか下がってきませんし、古古古米を出してもなかなか下がってこない。米は確かに市場に出てきておりますけれども、価格面では消費者の要求を満たす価格にはなっていないという中で、町として最後に総括的に、町長として、この問題について何か町としてできる施策とか対応とか、何か方針をメッセージとして出すとか、何かお考えがもしあったら教えてください。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　この一、二年で米が非常に高くなったという中で、いろいろ古米、古古米、古古古米、いろいろ出すとか、いろんなことをやっている中で分かったことは、結局米の生産量が少なかった、足らなかったと。要するに余っている米はそんなになかったのだというところで、今度は米の増産というわけですけれども、やはりその辺の対応です。だから、あと農業者の高齢化について、次の米麦の後継者を育てていくということと、やはり意外というか、本当のところ重要なのは、種子、やはり良質の種子を維持するというところで、上陽地区にできました米麦広域種子センターの役割というのもやはり、もう一度捉え直していく必要があるのではないかなとは思っています。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　いろいろ質問を重ねて、答弁にあったことも再度お聞きして申し訳なかったと思いますけれども、大変難しい問題であり、町としても捉えて対応する課題かと思いますので、今

後とも担当課長、町長を含めて皆様方の町、町民への支援をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

◇**議長（石内國雄君）**　休憩いたします。午後２時に再開いたします。

午前１１時５４分休憩

午後２時再開

◇**議長（石内國雄君）**　再開します。

◇**議長（石内國雄君）**　次に、２番堀越真由子議員の発言を許します。

〔２番　堀越真由子君登壇〕

◇**２番（堀越真由子君）**　議席番号２番堀越真由子です。早いもので４年がたち、一般質問も１６回目になりました。何回やっても運動会の走る前の気持ちというか、どきどきがよみがえってきて、いつも緊張しながら質問させていただいています。傍聴の方も暑い中来てくださってありがとうございます。今日質問をさせていただきます。

１、町の防災への取組について。町の防災体制について伺います。令和６年３月定例会で、町長は「町民の防災要望に対し、常に対応できる部門、または人の設置、防災関係に的確に対応・共有できる体制が重要」と答弁されました。そこで下記について伺います。

（１）この体制整備の進捗状況はどうか。

（２）個人用避難カード作成の進捗状況はどうか。

（３）町内の防災士との連携について。防災士から要望があれば、定期的に情報交換や防災についての協議の場を設ける考えはあるか。

（４）ペット同行避難について、住民への案内や周知はどのように行っているか。

２、自転車運転の違反厳罰化について。２０２６年４月から、１６歳以上の自転車利用者が交通違反をした場合、いわゆる「青切符」の対象となり、反則金が科されることとなります。対象となる違反は１１３種類に及びます。主なものとして、二人乗りや並進は３，０００円、夜間の無灯火運転、イヤホンをつけての運転、一時不停止は５，０００円、スマートフォンを使用しながらの運転は最高額の１万２，０００円とされています。また歩道走行については歩行者がいない場合でも時速７．５キロ未満で走行しなければならないなど、違反金は高額であり、また違反の判断基準も細かく、住民の方々にとって分かりにくい部分も少なくありません。

こうした新制度の内容について、町として広報誌や回覧板などを活用し、個人配布なども含めて、住民に分かりやすく周知徹底を図るお考えはあるかお尋ねします。また、中学生への指導についてもお尋ねします。

３、子ども安全協力の家について。子ども安全協力の家について伺います。以前の質問でも取り上げましたが、現在も十分に周知されていない状況や看板が色あせているケースが見受けられます。そのため、「本当に機能しているのか不安で活用できない。」などの声が寄せられています。

本当に困った時に子どもが安心して駆け込める体制でなければ意味がありません。

改めて現状を精査し、本当に子どもたちが困ったときに安心して利用できるよう整備を進めていく考えはあるか伺います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　堀越真由子議員のご質問にお答えします。

まず初めに、町の防災への取組についてお答えします。まず、１点目の防災に関する体制整備の進捗状況はどうかについてお答えします。令和６年３月定例会において、「町民の防災要望に的確対応できるよう、職員の能力向上と情報共有を図り、住民のニーズに応じた窓口対応体制を整えることが重要である」という答弁をいたしました。防災の部署における職員の数は当時と変わっておりませんが、担当職員の異動がありました。異動対象となった職員の間だけでなく、残留となっている職員との間でも情報共有が行われ、玉村町防災の後退はなかったと感じています。

次に、２点目の、個人用避難カード作成の進捗状況はどうかについてお答えいたします。個人用避難カードにつきましては、一般的に、災害時に自分自身や家族の安全を確保するために、必要な情報や指示をまとめたカードのことであると認識しております。個人用避難カードを作成している自治体も多くあり、その名称や記載内容も様々なものであります。

玉村町では、現時点において個人用避難カードは作成しておりませんが、毎戸配布しております玉村町総合防災マップの中で、「命を守る行動計画」、「マイ・タイムラインを作ろう」というコンテンツを設けており、風水害に対して安全に行動できるよう、各ご家庭で事前に避難行動を考えておくことができるつくりになっております。持ち運ぶことが難しいという難点もありますので、冷蔵庫に貼っておけたり、財布やバッグに入れたりできるよう、個人用避難カードの検討を進め、町民の安心につなげてまいりたいと考えています。

次に、３点目の、町内の防災士との連携や、協議の場を設ける考えはあるかについてお答えいたします。防災士の資格を持たれている方に対しましては、過去にネットワーク会議を開催していたことはありましたが、現在は町からの呼びかけによる定期的な情報交換の場は設けておりません。県や町での防災に関する講座や研修、イベントが開催される場合には、情報共有としてご案内をしております。昨年度は区長・防災士に向けに合同の防災講座を開催したほか、小学生向けの避難所宿泊体験教室の見学のご案内などを行い、今年度は教育委員会主催の防災講座のご案内をいたしました。また、玉村町防災を考える会が主催する「避難所運営計画の現状について」の勉強会に参加しており、避難

所運営訓練の開催に向けて、玉村町防災を考える会や地元区とも協議を進めていく予定です。

次に、４点目の、ペット同行避難について、住民への案内や周知はどのように行っているかについてお答えします。避難所へのペットの連れていき方は、原則として同行避難が推奨されており、飼い主がペットの安全を確保しながら一緒に避難所まで避難することになります。

玉村町の指定避難所の中では、文化センターや複数の学校で同行避難が可能となっております。避難所に避難してくる方の中には、動物の鳴き声や臭いが嫌いな方やアレルギーを持つ方もいるため、同行避難の際には、ペットは必ずケージに入れた状態で、入り口やロビーなどで飼い主の管理の下、避難することが前提となります。

総合防災マップの末尾にも、ペットの同行避難に関して記載してあるほか、町で主催する狂犬病予防集合注射の際にもチラシをお配りしておりますが、現在のところ広報やホームページ等での定期的なお知らせは行っておりませんでしたので、改めて避難所の情報等を掲載してまいりたいと考えています。

次に、自転車運転の違反厳罰化についてのご質問にお答えします。堀越議員におかれましては、自転車運転の厳罰化という、町民の皆様の生活に密接に関わる重要なご質問をいただき、ありがとうございます。

まず、２０２６年４月から施行される自転車運転の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」の導入についてですが、交通違反に対して罰金が科されることになるといった制度となりますので、警察が主体的に周知を行うものになりますが、罰金が科されるか否かにかかわらず、交通ルールは自身の生命と財産、他人を傷つけないために守らなければならないことであると認識することが基本であり、町としましても、交通安全の推進はこれまで以上に進めていきたいと考えています。

具体的な周知方法としましては、警察と連携して、広報誌を通じた情報提供や町内の公共施設にパンフレットやチラシを設置するほか、交通安全運動などの機会に直接配布すること等を考えております。

次に、中学生への指導についてですが、中学生は通学などで自転車を利用する機会が多く、交通安全教育が極めて重要であると認識しております。町としては、教育委員会と連携し、指導を強化してまいります。

自転車は、身近な移動手段であり、その安全利用は社会全体の課題でございます。町としましては、制度の周知と中学生への交通安全教育を通じて、交通事故の減少と安心して暮らせる玉村町の実現に全力を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

このご質問についてと、その次の、子ども安全協力の家についてのご質問は教育長からお答えいたします。

◇議長（石内國雄君）　教育長。

〔教育長　鈴木寛史君登壇〕

◇**教育長（鈴木寛史君）**　堀越真由子議員の自転車運転の違反厳罰化に係る中学生への指導についてお答えします。

令和８年４月から１６歳以上が検挙の対象となることについては、群馬県警からの通知を基に、今年７月２日の町校園長会議で各校に周知するとともに、各中学校の交通安全指導で子供たちの理解を図っているところでございます。また、ヘルメットの着用や自転車の左側通行等の交通ルールの遵守等につきましては、９月２１日から実施予定の秋の全国交通安全運動に合わせて、群馬県警作成のポスターやチラシ等を活用して、より一層の理解を図る予定です。

今後も子供たちが安全に気をつけて自転車運転ができるよう、継続して指導を行ってまいります。

続きまして、子ども安全協力の家についてお答えします。まず、子ども安全協力の家の設置目的ですが、堀越議員もご承知のとおり、主に登下校時の際に、子供たちが何か困ったり、不審者に遭遇したりするなどの緊急事態において､助けを求めたり､何かしらの手助けをいただいたりできるように、個人のお宅や事業所で趣旨にご賛同いただけた方にプレートの設置をお願いしております。また、地域の目が子供たちにしっかり向けられていることを示すことで、同時に犯罪や不良行為を未然に防ぐことも期待しております。

現在は、３年に１度、全登録者にアンケートという形で状況確認を行っております。令和６年度末のアンケートの回答では、「全く利用がないのは良かった、元気に挨拶してくれます」、「年に何回かトイレを利用しました」との報告や「子どもたちに挨拶をして見守っています」という報告もありました｡このアンケートに基づき､色があせてしまったなどの理由で１６６件のプレート交換を行い、現在は４７９件の登録者となっております。

今後は、プレート交換を町公式ＬＩＮＥやホームページ等で積極的に推奨し、子供たちが安心して利用できる体制を整えていきたいと考えます。

続いて、児童や保護者への周知についてですが、現在ホームページや広報に掲載を行い、児童や保護者への制度の説明は学校にお願いをしております。今後も町広報への掲載、文化センターのイベント等での広報を定期的に行い、生涯学習課と学校教育課及び各学校がより連携をして周知に努めてまいりたいと考えております。

◇**議長（石内國雄君）**　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇**２番（堀越真由子君）**　では、町の防災への取組について伺います。

先ほどのご答弁で、職員の異動があったけれども、情報の共有がされていて防災の後退はないということでした。しかし、令和６年３月の定例会で町長が示された、常に住民の防災要望に対応できる部門、人材の設置という達成目標に対して、現状はどこまで具体化したのかというところが住民には見えにくいのではないかと感じています。住民がここへ行けば防災の相談に必ず応じてもらえるという常設窓口、例えば名称であったり、担当責任者であったり、電話番号であったり、メール、ＬＩＮ

Ｅ等を確定して、周知したりするようなお考えはないでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　議員の質問にお答えいたします。

周知についてですけれども、ホームページを見ますと、防災関連のところは一番初めに、トップ画面に載っていまして、防災のところから防災関係のページに行くことができます。それは、全て環境安全課の消防防災係ということで載っていまして、電話番号も載っておりますので、そちらをクリックしてもらえば、どこへ連絡するかというのが分かるかと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　住民の不安であったりとか、そういったところを環境安全課さんのところで対応していくというのは本当に大変なことかなと思うのですけれども、防災士さん、専門的な知識がある方との連携であったりとか、ちょっと専門的な話になってきたときに、対応できる体制というのは整っているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

現時点で消防防災係のほうには防災士はいませんが、役場職員の中には防災士の資格を取っている者もおります。今後、役場の中でも防災士についての講習とかを受けていただいて、なるべくそういう面で対応できるようにしていきたいと思います。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　職員の中に防災士の資格を取っている方がいらっしゃるということで、例えばちょっと難しいことであったりとか、相談したいけれども、今は担当の者では分からないといったときに、防災士の資格を持った方が窓口に来てお話を受けるということは可能なのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

防災士を取っている職員も自分の仕事がありますので、いつでも来られるというわけではありません。こちらのほうで話を聞いて、また後日連絡するという形になるかと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　ありがとうございます。そうすると、常に住民の防災要望に、すぐに対応できるというところからは、ちょっと後退しているのかなというふうに感じました。３番で、防災士との連携というところでまた質問させていただきます。

２番の個人用避難ヘルプカードの早期導入については、以前にも質問しているのですけれども、それについて伺いたいと思います。現在は、総合防災マップのマイ・タイムラインを代替としていて、ヘルプカードの検討は進めているだけであると。まだ作成されていないというところがちょっと残念かなと思いました。

このヘルプカードは、防災時だけではなくて、前橋市などでは高齢者や支援が必要な方が、ヘルプカードのようなものに、持病であったり、飲んでいる薬であったり、アレルギー情報を記入して冷蔵庫などに貼っておくということを聞いています。急な体調不良時に救急隊員の対応を迅速化していると聞いています。

独り暮らしの高齢者であったり、要支援者というところで、健康福祉課とも連携をして、早急に救急隊員が駆けつけたときに冷蔵庫を見れば情報が伝わると。また、避難時には、それを見て薬の持ち出しであったりとか､そういうものが速やかに行えるといったものを整備する考えはないでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

薬とかアレルギーの話になりますと、今扱っているものは確かに全然書いていないもので、以前言われたヘルプカードにつきましては、町のほうでは作成していないのが現状です。健康福祉課のほうとこれからちょっと話をしてみたいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　以前質問したときにも、やはり話を進めてというところで止まってしまっています。町長、副町長にもお話しに伺いました。これを町長にお渡ししてあって、健康福祉課の課長と環境安全課長にもお渡ししてあるのですけれども、箭田家のヘルプカードのようなもので、これを見れば安全にというか、スムーズに逃げられるであったりとか、薬のこととか、そういうものが書いてあるものになると思います。そういったものを、本当に住民にとって必要なものであると思うのですけれども、来年度予算を取って作るといった考えはないかということを、町長、お願いします。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　ヘルプカード、要するに災害があった場合、まず自分の命を守り、そして他

の人を助ける側に回るという意味においての、確かにハザードマップに書かれているのです。だけれども、そういった周知対応というのは、１つだけではなくて、２つも３つもあったほうがいいと思います。このカードを見るとなかなか、やはり避難のルート、避難場所、逃げる手段、一緒に逃げる人とか、手伝ってほしい人というのは明確に書けるようなところがありますので、誰が見ても分かりやすく災害時に対応できるという意味では非常に大事なことだと思っています。こういうものを冷蔵庫とか、そういった分かりやすいところに貼っておくのは非常にいいと思いますので、どんな形でやっていくかということを検討していけたらと思っています。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　今町長のお話にもあったように、まずは自分というところなのですけれども、災害が起きて、水害があるところでは、大体６５歳以上の方が８割ほど亡くなって、そのほかソーシャルワーカーであったりとか、民生委員さんであったりとか、役場の職員さんであったりが命を落としています。やはり日頃から目に見えるところにこういったものを用意しておくというのは大事なことだと思うので、ぜひよろしくお願いします。

そして、それと同時に、名刺大の携帯用のヘルプカードなども、お財布などに入れて持ち歩いてもらえれば、急に出先で倒れてしまったときとかにも助けになると思うのですけれども、その辺健康福祉課長、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えします。

以前にそのヘルプカードですかね、ご質問いただいたときに、私もちょっと不勉強で、そのときはお話しできなかったのですけれども、実は健康福祉課のほうの取組で１つ、先ほどからお話が出ています、持病だとか薬だとか、そういった情報というのは、安心カード、救急医療情報提供書ということで、実はもう数年前から配ってあります。希望する人に配っています。

これは、民生委員を通して配っているものですので、主に独居の高齢者とか高齢世帯、高齢夫婦のみの世帯とか、そういったところに、今およそ７００件くらい配布しているということで、内容は氏名、生年月日、住所はもちろんのこと、血液型、かかりつけ医、持病、それからお薬の情報は特にないのですけれども、希望搬送病院とか、これは主に災害のときを想定してというよりは、救急搬送のときを想定してということで、安心カードというものを作って、冷蔵庫に貼っておいてとか、そういった活用をしていただいておりますので、こういったものを応用して災害にも使えるようにしてもいいのかなと思っております。

また、環境安全課と一緒に取組を進めています個別避難計画、これについては先日要配慮者名簿に登録している人で自主避難が可能と思われる人、世帯に対して、自主個別避難計画というものを、こ

ちらが持っている情報を基に作成して、昨日対象世帯にお送りしたものがあります。この内容でいいですかということで、同意をいただくというようなことで、まさに昨日発送したところでありますので、こういったものもヘルプカードの代替になるのかなと思っております。

また、要配慮者以外の一般的なご家庭というか、子育て世帯ですとか、そういったところでの家族の約束事なんていうのは、ハザードマップの、町長の答弁にもありましたマイ・タイムラインを使ってもらってというところと、あとは皆さんそれぞれに防災意識を持っていただくというところに頼ってしまうところがあるかと思うのですけれども、そういった防災意識を醸成するのが行政の役割かとも思っていますので、そういったところの取組は、環境安全課と一緒に進めていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　町の体制を詳しく教えていただきました。安心カードがヘルプカードの役割も果たすというところで、防災についてはまだそんなにということだったのですけれども、やはり１つのものを共有できるところは共有して、幾つかの役割を持たせられるということはいいことなのかなと思いました。

それとあわせて、支える力というもので、災害があったときに、そのカードに自分がこういうことを支えられますよと。例えば看護師です、介護士です、多言語が話せます、要配慮者を誘導できますといったこともそのカードに書いておいてもらえれば、避難所に行ったときにスムーズに避難所運営ができるかと思うのですけれども、その辺まで踏み込んでやっていただくようなことはできないでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

今の質問なのですけれども、防災士さんとか介護士さんというのを自分でカードに書くということですが、恐らく避難所へ行っていただいたら、まず真っ先にそういう人たちが率先して動いていただけると思います。カードに書くということ、その方の職業はいろいろあって、それにより、そういったことも考えていきたいと思います。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　例えばプラカードでかけておいて、こういうことができますみたいなのがあると、ほかの避難している方からも、あの人に声をかければというのがあるかなと思うので、ちょっと分かりやすく、すぐ対応できるというところで考えていただけたらと思います。

あと、先ほどの防災士との連携についてお話を伺いたいのですけれども、以前は防災士との定期的

な話合いの場が持たれていたということなのですけれども、いつ頃までで、なぜなくなってしまったかというのはお分かりですか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

防災士ネットワークと最後に協議を行ったのが令和３年６月という記録が残っております。これは、コロナのときの防災散歩を行うに当たって協議したと思われます。その後やっていないのですけれども、今年度、上陽地区で避難所の運営の訓練を行う予定で、一度防災を考える会の方たちと打合せをしておりますが、もう一度打合せをして、秋には訓練を行いたいということで、定期的にというよりは、その都度、あるごとに話していければいいかなと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　住民の中には、うちはちょっと利根川が氾濫したときに床下浸水になりそうだとか、不安になっている方もいると思うので、地区ごとに防災士さんと話し合って、住民の不安を解消していくということも必要になるかと思います。

環境安全課さんも、ふだんの業務で忙しい中、防災とか、何かあったときのために備えるという時間はちょっと難しいのかなというのはあるのですけれども、例えば地域おこし協力隊のような方、防災士の資格を持っていたりとか、防災について詳しい方を募集をして、町だったりとか、防災士さんとの橋渡しになってもらったりとか、専門的なところを請け負っていただくとか、そういった考えがないかお聞きしたいと思います。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

現状そこまでは考えていなくて、先ほどお答えしたように、今後職員の中で防災士の資格を取ったりして、庁舎内での防災の体制の整備を進めたいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　先ほど笠原議員の質問の中にあったもので、町長も答えていらっしゃったと思うのですけれども、もう待ったなしの状況というか、どこで、いつそういう災害が起きてくるか分からないというところで、防災について、玉村町は特にハザードマップが真っ赤なので、そういったところにすぐにでも備えていかなければいけない。これから防災士の資格を取っていくというのも

本当に大事なのですけれども、本当に今すぐにでも始めていかないと、何かあったときに手後れになってしまうということが考えられると思います。

町長としては、地域おこし協力隊に来てもらって、防災についての町の力を高めていくといったような考えはありませんか。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　地域おこし協力隊は、３年間の中で、結局その後独立して、なりわいとして何かしていく、そのための役場との連携みたいな節がありますので、今度防災の業務というか、仕事をその３年後には起こしていくという、起業の気持ちというのがある人がどれだけいるかということもありますので、すぐといっても、やはりこれも大変だと思うのです。であれば、町のことを知っている職員、環境安全課の職員であれば特にそうだけれども、そういった現場を知っている、災害の起こりそうなことも知っている職員に防災士の資格を取ってもらうような導入の仕方のほうが、むしろ現実的かなという感じはしています。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　では、やはり防災の専門家というか、そういう方、金井教授と連携されていたりとかしていますので、その教授であったりとか、防災士であったりとか、町の地域のことに詳しい方であったりとか、そういった方々と会議を重ねていくことは重要だと思うので、ぜひ実現していっていただきたいと思いますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　金井先生にはお世話になって、非常に本当に専門家、学者の立場、現場を知っている学者の立場から､広域災害､それからそこに住む住民のメンタルというところまで踏まえて、非常に高邁なアドバイスをいただいていますので、そういった形と、あと地元に住んでいる防災士の方々、それの力を合わせながら、職員も鍛えていくという中で、町民に対する防災力の底上げというのはできていけるのではないかなという感じがします。

それとともに、防災はあなたのためなのですよという形での、やはり住民の方々一人一人に自覚してもらうという宣伝というかな、それも必要になると思います。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　ぜひ話合いを重ねて、その話し合ったことをやはりホームページに、このように町は進めていますといったことを書いていただく。それから、多く寄せられる質問であったりとか、Ｑ＆Ａなどのコーナーをつくっていただけると、町民の不安が和らぐというか、そういうふう

に考えますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次のペット同行避難のことについてなのですけれども、避難所に原則同行を推奨しているということで、文化センターであったりとか、複数の学校であったり、ケージに入れて連れていくことが可能だというふうに伺いました。やはりアレルギーのことであったりとか、臭いということで、ケージに入れるだけではやはり臭いがしてしまったりとか、毛を吸い込むことでぜんそくになってしまったりとか、そういった方たちとのトラブルも起きてくるのではないかと考えます。

県の施設になるのですけれども、玉村町にある動物愛護センターで、ペットも初めて避難訓練、群馬県動物愛護センターということで、獣医師会も参加した避難訓練の様子がユーチューブなどで公開されていました。これは県の施設ではありますが、玉村町にあるので、例えばそういうところとも連携していくことはできないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

申し訳ありません､そのことを知りませんでした｡今度動物愛護センターのほうとも連絡を取って、そういう情報を得たいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　前に勉強会があって参加したときに、やはり住民同士のペットをめぐっての言い争いであったりとか、ただでさえちょっと不安なところに、犬が鳴いているとか、そういうことですごく大きなけんかに発展するといった話も聞いておりますので、ぜひ連携を取って話を進めていただけたらと思います。

また、同行可というところで、避難所の一覧であったりとか、持参品などもお知らせすることは考えていらっしゃるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

現在、総合防災マップの一番最後のページのほうに同行避難について書いてありまして、その中で避難用具とか備蓄品についても記載がありますので、そちらを御覧いただければと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　これは、本当に飼い主の責任ではあるのですけれども、いずれ簡易ペット

用品みたいなもの、ケージだったりシーツとか、最低限の備蓄とか、広域連携も含めて段階的に進めていただけたらというふうに考えています。避難所にペット専用区画や共生ルールなども必要になってくるかと思うので、その辺も併せて考えていただけたらと思います。

次に、２番目、自転車運転の違反厳罰化についてお聞きします。先ほど伺いました交通違反なのですけれども、罰金だけでなく、やはり命や財産、他人を守るためにルールを守るということはとても大事なことだと思います。今回厳罰化になるということなのですけれども、制度について分かりにくいところも幾つかあるかなと思います。

例えばこの間死亡事故も起こってしまった、角渕のほうなのですけれども、見に行ってみますと、片側にだけ歩道があって、あとは矢羽根があるだけで狭い道路です。そういったところで、ちょっと調べてみますと、歩道が片側にしかない場合は、歩道があるところを通行するのが原則であるとか、例えばこういうマークがあったら自転車も通っていいとか、このマークがなかったら通っては駄目みたいなものであったりとか、歩道を通るときには歩行者がいないことであったり、時速７．５キロまでしか出してはいけないとか、本当に細かいところもたくさんあります。群馬県は、中高生の事故の多さというのがワーストワン、本当に突出しているというところで、町としても中高生、また小学生もなのですけれども、命を守る取組ということをしっかりやっていかなければならないなというふうに考えます。

町として分かりやすく一覧にしたものを住民に知らせていくということはどの程度考えていらっしゃいますか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

町としても、中高生の交通事故が１０年連続で群馬県がワーストワンということで、突出してるのは存じております。こちらの交通事故を減らすために、今までと交通ルール、交通規則が変わったわけではありませんので、これまでどおりであって、あくまでもそこに反則金がつく。反則金がつくことによって、車と同じような形になりますので、裁判所に行かなくて済むという形ですので、ルール自体は変わっていませんので、取りあえず警察から依頼があればもちろん広報しますが、そうでなければ、あとは警察のほうで詳しいものをつくってもらえればいいかと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　罰金になるまで、あと８か月になりました。今までもルールが分かりにくいといった声は聞いていないでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

環境安全課のほうにそのような話は来ておりません。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　狭い道路であると、逆走だと青切符を切られてしまうということで、危険なところも自転車で通ってしまうとか。本当は通ってもよかったのにということがあってはならないと考えております。例えば夏ですか、一度学校や警察、消防、ＰＴＡで安全点検をされていると以前伺ったのですけれども、例えば事故が起きやすい場所であったりとか、こういった事例がありましたというようなことを、子供たちに学校から伝えていくといった考えはないでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　学校教育課長。

〔学校教育課長　青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君）　お答えします。

通学路の安全点検につきましては、原則通学路というのは小学校で決まっております。その通学路について､子供が通るところでの白線が消えているだとか､あるいは信号があったほうがいいだとか、道が狭いとかというところも実はあるのですけれども、道の狭いところを、広くしてくださいというようなことはなかなか難しいところなので、そういったところについては通学路の変更を考えてもらうだとか、今できる、子供たち、学校でできること、あと町で緑のグリーンベルトを引いて注意を促すだとか、路面標示するだとかと、そういったことについては、すぐにできるようにということで、ホームページでそれについての対応をしたことについてはお知らせをしているところです。

子供たちについては、あれっ、何かきれいになったなというところとかは、学校のほうから、直しましたよとか、ここは危ないところだよということは、学校ごとに伝えていただいているところもあるかと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　小学生対象ということなのですけれども、せっかく警察の方も一緒に見ていただいているということで、やはり事故が起きやすい場所だったりとか、ここは自転車は危ないかなというようなところは、子供たちに注意喚起をしていただけたらなと思いました。交通事故の減少に向けて、もう一歩踏み込んだ取組を町としても考えていただけたらと思います。

生活道路版ルール早見表みたいなもので、違反について、音楽を、歌を使って分かりやすく周知している「チャリで消えた夢」というユーチューブの動画もありますので、例えばそういったものとか

も、子供たちも動画ですと見てくれたりもするのかなというのがありますので、そういったものも使いながら周知していただけたらと思います。

子ども安全協力の家について伺います。やはり実際に使える仕組みに変えていかないと、子供たち、例えば１か所でも薄汚れた看板があると、これは使われていないのではないかということで、お母さんたちも本当に安全なのかなと。入った先で、例えば今空き家になっていたりとかすると、昼間でも空き巣であったりとか、不審者であったりとか、そういった方がいたりとかするので、やはり人がちゃんと住んでいて機能しているかどうかというのが第一のポイントではないかと思います。

それと、やはりどこにあるか分からないということで、探して歩かなければいけないという問題もあって、子供たちが使わなかった、よかったとおっしゃっているのだけれども、ちょっと機能的に不安があったりとか、どこにあるか分からないといったこともあるのではないかと考えます。しっかり今機能しているものなのかどうか、住民が今でも子供たちを受け入れてもらえるものなのかというところを精査していく必要があると思うのですけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　生涯学習課長。

〔生涯学習課長　畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君）　お答えさせていただきます。

議員さんのおっしゃるとおり、本当にとてもかわいいプレートをつけさせていただいておりますけれども、実際年度末の調査のときは、５４０件に交換しなくて大丈夫ですか、引き続き登録してくれますかという案内を出したのですけれども、返答があったのが３２３件。ということは、６割の方は通知に対して反応していただきまして、うち色あせたので、交換しますというのが１６６件あったのですけれども、２００件ちょっとは、通知をしたけれども、反応がなかったというのが実際のところでございます。

反応がなかったからといって、データ上、登録を消してはいませんので、この辺やはり精査をしていかなければと私も思っております。早速広報の１１月号で掲載もいたしますし、ホームページも更新しまして、新着情報のほうに、上にぐっと通知は上がるようにしておりましたが、改めまして返信がなかったお宅に再通知するところから精査を始めていければと思っております。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　こういったところに手を挙げてくださる方というのは、やはり子供が好きなのかなと。子供が挨拶をしてくれたとか、元気に通っているというところをアンケートに挙げてくださったということは、地域で見守りの機能がそこにあると、支え合いという機能がそこに生きているのだなということを感じられます。

子育てに孤独を感じているご家庭というのもやはりありまして、でも地域がこういうふうに子供を見守っているのだということをしっかり周知していくことで、支え合いという気持ちがいずれ子供た

ち、保護者にも湧き上がってくるというか、町って温かいなということを感じられるのではないかなと思いました。

これを精査して、例えば協力してくださる方の家をマップに落とし込んで、例えば入学式に親子で確認、挨拶に伺うということで、子供たちも安心して子ども安全協力の家を使えるようになるのではないかと考えました。先生にちょっと負担はかかってしまうかもしれないのですけれども、今でも１年生は入学時には集団下校というのをされているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　学校教育課長。

〔学校教育課長　青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君）　お答えします。

新１年生につきましては、入学してから給食の出るまでの間、およそ２日か３日くらいになるのですけれども、その間については集団で下校するというよりも、途中のところまで送って、そこからお母さん、お父さん、おうちの方がお迎えに来て引渡しをする。それ以外に児童館に行く子供もおりますので、そういった子供たちについては児童館まで送っていくという形にはなっております。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　例えば先生と一緒に帰るときであったりとか、入学式に親御さんと一緒に帰るときであったりとか、少し遠回りをしながらでも、ここに子ども安全協力の家があるのだねと、挨拶していこうかといって、これからよろしくお願いしますといったようなことをしていくことで、高齢者というか、見守りの方も子供が困っていて声がかけられないという、顔見知りではないから、声がかけられないというところがなくなって、交流が生まれてくるかなと考えます。その辺はいかがですか。

◇議長（石内國雄君）　学校教育課長。

〔学校教育課長　青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君）　実際に２月に保護者説明会がございます。そのときについては、子ども安全協力の家があるということ、それと入学するまでの間に、子供が一人で基本的には登校し、帰らなければならないということで、どういった場所に子ども安全協力の家が通学路上にあるのかということは、保護者の方と一緒に歩いて探していただいて、そういったところで声かけてもらえるといいですねということについては、義務という形はなくて、学校からお願いという形で各学校が行っているところです。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　せっかく制度があるので、子供たちにどこにあるかというのをお伝えして

いくというのも、制度を使うというところでいいのかなと思いました。調べていく上で、空白エリアというものもあるかと思うのですけれども、つい先日、中学生の女の子が自転車で、立ったまま自転車に体重をかけて、どうしたのだろうと思って見に行ったら、ちょっと体調を崩して戻してしまっていたりとか、大丈夫と声をかけたら、手が震えますというようなこともありまして、やはり小学生も日陰のない道を歩いていたりとか、そういったところで見守り強化、命を守るというところで、途中にある会社でしたりとか、どこか協力してくださるようなところを、町としても協力を求めていくということが必要になってくるのではないかなと考えます。

中央小学校では以前、そういったことで区長さんにお願いに行って、子供たちの安全を守るという取組をされたと伺ったのですけれども、玉村町全域でそういったことを進めていくといった考えはないでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　生涯学習課長。

〔生涯学習課長　畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君）　今、中央小学校の話が出たと思いますけれども、中央小学校のホームページを見ますと、５月にＰＴＡさんと子供たちで校内点検という作業をしていただいたようです。危険な場所の確認であったり、どこに子ども安全協力の家のプレートが貼ってあるかというのを皆さんで確認したという報告をホームページで私も拝見いたしました。このような活動はとてもありがたく思います。全５つの小学校がありますので、いいお手本となって広がっていければ、こちらも助かるなと思っております。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　本当に最近はコロナ禍もありまして、人と人とのつながりが希薄になっている時代です。この子ども安全協力の家を通じて、子供と見守りの方の交流であったりとか、町民同士の支え合いというところで、助け合いというところで、そちらのほうからも役立てていけたらいいのではないかと考えます。

町はみんなで一緒に生きる場所と、支え合う場所というところで、いろいろなツールというか、そういうものを使いながら、町が１つになっていくというか、声を掛け合うということが進めていけたらいいなと考えております。

町長、その辺は、町民との関わりとか、子ども安全協力の家を使いながら、町民同士の交流というところをどうお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　子供たちも、本当に学校まですぐ近くの人もいれば、本当に長い距離を１年生、２年生がランドセルを背負って、１人増え、また１軒寄って２人増えみたいな形でだんだん複数、

そういうグループになって学校に流れていくという、あの光景を見ると、それだけでも社会性があるのかなと思うし、しかしこの暑い中、寒い中、冬はまた寒いし、そういったとき、何かのとき頼れる人が近くにいるというのは、本当に子供たちにとっても安心できると思うのです。だから、子供目線でどれだけ私たちが対応できるかというのが、子供にとって安心安全の肝だと思っていますので、そういう意味での対応はやはり進めていきたいと思います。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　ぜひ進めていただけたらと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　休憩いたします。３時１０分に再開します。

午後２時５４分休憩

午後３時１０分再開

◇議長（石内國雄君）　再開します。

◇議長（石内國雄君）　次に、５番小林一幸議員の発言を許します。

〔５番　小林一幸君登壇〕

◇５番（小林一幸君）　議席番号５番小林一幸でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

今回でこの議会も終わりまして、次は新しいメンバーになってというところで、一番最後の一般質問をさせていただくことになりました。先日新井議員がおっしゃいましたように、新井議員と私とちょうど同期になりまして、そこから通算で３２回、全ての議会の中で一般質問をさせていただきました。全部するのはどうかというところと、いつもいつもおまえは福祉の質問しかしないではないかといつも言われ続けていたのですけれども、ほかの人からも、それはおまえの仕事だろうと。それをぶれずにやるのがおまえなのではないかといつも言っていただける方がいたので、そういう方がいたからこそ今続けられているのかなと思っています。

それから、９月１日、昨日ですけれども、防災の日というのが９月１日になります。防災の日のきっかけは、１９２３年の関東大震災がありまして、そのときのことを忘れてはいけないということです。閣議決定で防災の日にしたと。それから、８月３０日から９月５日までは防災週間ということで、この期間に台風が来ることが多かったものですから、そういったことでの注意喚起も含めてということで、防災週間という形になっています。やはり今自然災害もたくさん起きています。今回の一般質問でもたくさん、防災に関していろいろな質問をしていただいていると思います。そういった中で、

やはり平時から備えというのも大切だと思いますし、我々もいろいろなところでやはり備えというのはいろいろ大切なのではないのかなと思います。

あと、今日も三友議員のご質問、一般質問に立って、三友議員がうるっとした瞬間に私もちょっと、三友議員と会ったときのことをいろいろ思い出してしまいまして、本当に私もここまで一般質問をいろいろできた、議員活動できたのは、本当に今いる仲間の皆様と執行の皆様のおかけだなと思っておりますので、重ね重ね感謝を申し上げつつ、今回いろいろな思いを込めて一般質問をさせていただければと思います。

今回の一般質問でございますが、一般質問での調査及び研究についてということで、この質問をするのはどうかと言われましたけれども、しっかりとさせていただければと思います。

今回で通算３２回目の一般質問をさせていただきますが、答弁の中で「研究していく」や「検討していく」などの回答を多くしていただいているのが現状でございます。

実際に、どのように検討、研究しているのか、進捗状況など回答をいただいたことがあまりありません。そこで、項目ごとに何を検討して、どのように研究して研究結果を行動に移しているのかをお伺いいたします。

①手話言語条例の制定について。

②災害時の要配慮者の避難場所について。

③地域防災組織の支援及び避難訓練について。

④同性パートナーシップ条例について。

⑤総合相談窓口の設置について。

⑥役場職員のフォロー体制について。

⑦医療・介護・福祉従事者への支援について。

⑧ヤングケアラー・ケアリーバーのフォロー体制及び周知について。

以上で１回目の質問とさせていただきます。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　小林一幸議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の、一般質問での調査及び研究について、順番にお答えします。まず、１点目の、手話言語条例の制定についてお答えします。障害者のコミュニケーション支援はとても重要であり、町としても手話を言語としている人への理解や支援が改めて必要であると認識しております。今年の１月に町民を対象とし、手話に初めて触れる機会として「初めての手話体験講座」を開催、５月からは「手話奉仕員養成講座」の実施、さらに今年から小学生を対象とした「手話体験学習」を３校で実施するなど手話に触れる機会を幅広く増やしてまいりました。さらに、理解の促進や支援の輪を広げるためには、言語条例の制定が重要と考えております。

そこで、具体的に県内で手話言語条例を制定している自治体へ聞き取りを実施し、群馬県聴覚障害者連盟へ相談させていただきながら、昨年に引き続き「ぐんま手話言語条例シンポジウム」に職員が参加するなど研究を進めています。

今後の予定につきましては、手話言語条例（案）を作成し、聴覚障害者連盟等の当事者を入れた意見交換会の開催を実施し、今年度中の手話言語条例制定を目指し進めてまいります。

次に、２点目の、災害時の要配慮者の避難場所についてお答えいたします。災害時における要配慮者の避難につきましては、個別避難計画を作成することとされており、要配慮者個人の状況に合わせた計画とするため、環境安全課と健康福祉課及び関係機関等が連携し、継続して作成に取りかかっております。要支援者名簿に登載されている方の中には、福祉避難所への避難が必要になる方もいらっしゃいますが、受け口である福祉避難所の数が足りておりず、町の課題の１つとなっております。

町で指定している福祉避難所が２か所、町内の社会福祉法人との協定による福祉避難所が１か所でありましたが、今年度新たに２か所、社会福祉法人との間で福祉避難所に関する協定を結び、また福祉避難所への移送に関する協定を結ぶことにより、移送方法の確保も進めました。今後も協定を結ぶなどし、福祉避難所の充実を図り、個別避難計画の作成につなげてまいります。

次に、３点目の、地域防災組織の支援及び避難訓練についてお答えいたします。自主防災組織の活動支援につきましては、自主防災組織の活動に対する補助制度を設けており、今後も継続して活動の活性化を図ってまいります。また、地区で行われる防災訓練や出前講座においての講師依頼への協力も継続して行ってまいります。

避難訓練につきましては、避難所運営訓練の開催に向けて、玉村町防災を考える会や地元区とも協議を進めていく予定です。

次に、４点目の同性パートナーシップ条例についてのご質問にお答えします。町では、一人一人の多様な生き方、個性、価値観等を互いに認め合い、誰もが希望を持って自分らしく生きられる町の実現に向け、令和６年１月から、条例としてではありませんが、「玉村町パートナーシップ届出制度」の運用を開始いたしました。

この制度は、お互いを「人生において協力し、継続的に生活を共にすることを約束したパートナーであることを届出した、一方又は双方が性的マイノリティであるカップル」に対して、町がお二人の関係を証明する「パートナーシップ届出受理証明書」を交付するものです。

性の多様性に関しては、これまでも広報たまむら内での「人権だより」への記事の掲載や、役場庁舎でのパネル展示等を通じて、町民向けに啓発を行ってまいりました。

玉村町パートナーシップ届出制度の利用は、現在のところまだありませんが、今後も引き続き性的マイノリティの方々の「不安」や「生きづらさ」を解消すべく、本届出制度の利用が図られるよう、町民への周知啓発等に取り組んでまいります。

次に、５点目の、総合相談窓口の設置についてお答えします。令和７年度現在、総合相談窓口を健

康福祉課及び子ども育成課に設置し、町民の皆様からのご相談に対応しております。健康福祉課において、令和４年度は新規７９件、再開１２件の合計９１件、令和５年度は新規１０１件、再開１１件の合計１１２件、令和６年度は新規９７件、再開１１件の合計１０８件の相談件数があり、ここ数年、年間おおむね１００件程度の件数で推移しています。相談者の課題を把握し、適切な支援機関につなぐ、また複合的な課題に対しては、関連する部局とチームでの支援体制を整えるなどの対応をしております。

また、窓口の周知につきましては、町ホームページや広報へ掲載しているだけでなく、ポケットティッシュの折り込みやリーフレットなどを作成し、配布することで、住民の皆様や関係機関への周知啓発に努めております。今後も相談しやすい環境整備を進めるとともに、周知を進めていきたいと考えています。

次に、６点目の、役場職員のフォロー体制について、お答えします。近年災害の頻発化や人口減少対策のほか、国の制度改正への対応、さらには社会のニーズの多様化に伴い、職員の担う業務量が増加している状況です。このような状況下において、それに対応する職員のフォロー体制として、職員の適正配置や職員のスキルアップ及びケアなどがありますが、どれも重要であると認識しております。

職員の適正配置につきましては、各課における行政課題に対して、毎年の定期人事異動により適正な職員配置となるよう努め、安定的・継続的な行政サービスの維持、向上に努めております。

それから、職員のスキルアップにつきましては、職員の研修事業におきまして、日本経営協会が主催する研修をはじめ、群馬県自治研修センターが主催する県市町村職員合同研修について、随時職員に案内し、業務効率の向上に努めております。

また、職員のケアにつきましては、職員の健康管理事業におきまして、定期的な職員の健康診断をはじめ、ストレスチェックの実施や管理職を対象とした集団分析結果の説明会を実施しております。また、正職員を対象に、メンタルヘルスやハラスメント等に関するｅ―ラーニング研修を実施するほか、業務に関する悩みに限らず、何でも相談できる「なんでも１日相談室」を実施しております。引き続き職員の健康の保持増進に努めてまいります。

次に、７点目の、医療・介護・福祉事業者への支援についての質問にお答えします。新型コロナウイルス感染症の５類への移行後、世間では日々の日常を取り戻してきておりますが、重症化リスクのある高齢者を抱える医療・介護・福祉の現場では、依然としてマスク、消毒、検温等の感染対策や面会制限などを設けるなど、日々集団感染のリスクを抱えながら業務に従事しており、負担は大きいものと認識しております。

新型コロナウイルス感染症に対する国の公費支援が令和６年３月末で終了となりましたが、当町では引き続き重症化リスクの高い６５歳以上の高齢者や基礎疾患のある方に対して、新型コロナウイルスや季節性インフルエンザワクチンの定期接種を実施しております。令和６年１２月議会において、医療福祉従事者へのコロナワクチン接種費用の助成についてのご意見をいただきましたが、まずはリ

スクの高い高齢者や基礎疾患のある方への感染対策を講じることで、現場で働く従事者への負担軽減につながればと考えております。

また、今年度は、物価高騰対策として、福祉事業所に対し総額７３１万７，０００円の補助金支給を行いました。これは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したものです。今後も活用できる交付金等があれば、積極的に支援をしていきたいと考えております。

最後に、８点目のヤングケアラー・ケアリーバーのフォロー体制及び周知についてお答えします。初めに、ヤングケアラーへのフォロー体制についてですが、学校を中心に、学校での様子や学校の欠席の状況を把握し、欠席が続く場合には、保護者と連絡を取るなど、ヤングケアラーに限らず、家庭の状況を把握するように努めているところです。

今現在、玉村町にヤングケアラーと想定される子供は確認されていませんが、ヤングケアラーと疑われる子供がいた場合には、その家庭が抱える問題の解消に向けて、学校教育課、子ども育成課を中心に、関係機関と連携しながら対応してまいります。

また、群馬県が開催する研修会に参加するとともに、学校現場において研修動画の視聴や情報の共有を進めていただくなど、関係職員のスキルアップにも取り組んでいるところです。

次に、ケアリーバーへのフォロー体制についてお答えします。児童養護施設等の社会的養護を離れるに当たっては、家庭復帰のみならず、自立に向けて歩み出さざるを得ない子供もいると考えられ、社会生活における困り事は様々であることが想定されます。

基本的には児童相談所を中心に、その後の生活を見据えた相談支援が行われているものと認識しておりますが、その支援に町が関わっていく必要がある場合には、その困り事が経済的問題であるか、性格や特性によるものなのかなど、抱えている困り事を把握し、その解消に向けた支援策の提案を行ってまいります。

また、住民への周知につきましては、チラシやポスターなど、国の広報資材を活用して行っているところですが、効果的な取組となるよう、群馬県や「にじいろの傘」などの支援団体と連携してまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　第２質問から自席より行わせていただきます。１つ１つこれからご質問させていただきます。

まず、手話言語条例の制定についてということで、先ほど答弁をいただきまして、今年度中の手話言語条例制定を目指し進めてまいりますということでございました。前回ご質問したときも、健康福祉課長の多大なるお返事をいただきまして、とても心が温まったところで、今回は今年度中の制定を目指すということで、課長、今年度中にできる予定でいてよろしいですか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えします。

今年度中に作成します。スケジュールとしては、１０月くらいまでには、たたき台ですね、案を作成しまして、１１月に当事者などと意見交換をしたいと思っています。当事者というのは、実際に手話を言語としている人、町内にいらっしゃる人、それから手話通訳者、こちらも町内にいらっしゃる、在住している人、それから町で活動している手話サークルの人ですとか、あとは群馬県のアドバイスをいただくということで、群馬県聴覚障害者連盟の、できれば会長さんに来ていただくというところで今、１１月に実施するという調整をしているところです。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　本当に手話というのは大切な言語だと思います。なかなか聞こえない中での、情報が入ってこない中で、手話を使うことによって、情報が共有できたりというところがあると思います。今後手話言語条例ができれば、町内の、例えばこれはどう広がるか分からないですけれども、飲食店とか、そういったところにも手話というのが言語だということを分かりながら、皆さんに安心して町内で御飯を食べたり、買物ができたりということも含めて、大切な言語なのだというのを理解をしてもらえると思っております。

ちなみに手話言語条例をつくっているの、玉村町がもしこのままつくるとしたら、自治体で何番目くらいなのですか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えします。

今群馬県３５市町村中２２市町村が手話言語条例を作成済みということなので、今年度幾つかの市町村が同時にするのであれば、何番目か分からないのですけれども、今現在あるのは２２市町村ということになっているようです。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　いつも言うのですけれども、条例というのはつくったら終わりではないので、つくりながら、逆に言えばそこからがスタートだという形にはなると思いますので、そこは今後ともぜひ、先ほど当事者の方というのもありましたけれども、やはり当事者の方でないと分からないことというのはすごくたくさんあると思いますので、そういったところをよく聞いていただく。そこについている手話通訳の方、または手話サークルでやはりいろいろ学んでいる方なんかの意見も入れていただくということと、あと群馬県の聴覚障害者連盟のメンバーも入っていろいろ協議していただくと

いうことでございますので、それについては詰めていただいて、今年度中にということでお返事いただきましたので、進めていただければと思います。

続きまして、②番、災害時の要配慮者の避難場所についてということで、今いろいろな形で進めていただいているのだと思いますけれども、個別避難計画というのは、今何件くらい立て終わっていますか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

現在要配慮者が６７４名で、そのうち個別避難計画ができている人が１０名です。

簡易版というのをつくっていまして、自分で逃げられる人、助けがいて逃げられる人、あとは自宅での避難、風水害のときのみですけれども、自宅での避難がオーケーな人、この方が３５５名いるのが分かっていますので、こちらの方につきましても簡易版ということで作成をしているところであります。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　先ほどの１０名というのは、簡易版以外の方が１０名なのか、簡易版を含めた方が１０名なのか、その辺教えてください。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

簡易版の方は３５５名で、それとは別に個別避難計画ができている人が１０名であります。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　恐らく前にお伺いしたときに、個別避難計画が立っている人は何人くらいですかと聞いたとき、たしか４人だったのです。すごいです。６人も増えました。何年たったか分からないのですけれども。１年に２～３件、２件いければいいかなという。なかなか個別避難計画を立てるのも大変だと思いますけれども、全員立て終わるまでに何年かかるかなというのがちょっと不安なところもありまして、なぜそんなことを言うかというと、先ほどもお話ししましたけれども、いつ自然災害が起きるか分からない中で、さあ、計画ができていませんでした。では避難できませんでした。ごめんなさいで済む問題ではないと思うのです。だから、例えば逆に言えば簡易版でもいいからつくって、そこからしっかりした避難計画を立てるというような方向性というのはあるのでしょうか。

◇**議長（石内國雄君）**　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇**環境安全課長（齋藤　博君）**　お答えいたします。

簡易版でつくる方というのは､あくまでも公の避難の補助が要らない人についてつくっているので、必要な人もそれで一回つくってしまうということは考えておりません。

以上です。

◇**議長（石内國雄君）**　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇**５番（小林一幸君）**　では、逆に言うと、その１０名以外、これからもっと増えると思うのですけれども、いつ頃までに計画を立てる予定ですか。

◇**議長（石内國雄君）**　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇**環境安全課長（齋藤　博君）**　お答えいたします。

３年くらいを見ております。

以上です。

◇**議長（石内國雄君）**　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇**５番（小林一幸君）**　３年間自然災害が起きないことを祈りつつ、多分もっと早急に、少しずつやっていかないといけないかなと思いますので、そちらについては本当に当事者のことも考えつつ、しっかりとつくっていただければと思います。

今福祉避難所というところで出てきていますけれども、数が足りておらずというところで、現在町内に福祉避難所は何件あるのか教えてください。

◇**議長（石内國雄君）**　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇**環境安全課長（齋藤　博君）**　お答えいたします。

町内にある福祉避難所は４か所です。それとプラスで、協定の避難所が１か所、こちらはにしきの園であります。こちらも協定ではありますけれども、福祉の方の避難所という考えでおります。

以上です。

◇**議長（石内國雄君）**　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇**５番（小林一幸君）**　その福祉避難所というのは、例えば介護事業所とか、そういうところになるかと思いますけれども、もし実際に災害が起きたときに、その福祉避難所には、例えば役場スタッフとか、そういう人たちは配置をされるのでしょうか。そうではなくて、既にその事業所にお任せとい

うか、そういう形で運営をするのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

こちらの避難所につきましては、あくまでも緊急の避難所ですので、役場の者は配置しません。介護ができる方も一緒に避難していただくということで考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　例えば在宅で生活しているけれども、介護をいろいろな形のサービス事業所が入る形で行っている人、一人で現場に来られない人についてはどういう対応をしますか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

それにつきましては、個別避難計画の中で、誰とどこへ行くというふうに決めていきますので、一応そこについていってもらう予定であります。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　そうすると、個別避難計画を早く立てなければいけないということですね。そうしないと、結局福祉避難所に避難すらできないという現状があると思いますので、そこについてはやはり早急に対応する必要があるなと。本当に今いつ起きても分からない状態で、結局ではそういう人たちは、もし災害が起きたときに、では私はどこに行けばいいのだろうというような状況になると思いますので、早めにその辺については対応をお願いをしたいと思います。

例えば事業所なんかでいきますと、例えば入所施設とか、高齢者の施設なんかがあると思うのですけれども、多分高齢者の施設も、入所定員をほぼほぼ満床状態でいるという中で、やはりスタッフが今ぎりぎりのラインでやっていて、結局今入居されている方の介護だけでも手いっぱいで、もしほかの人が急にどっと来たら、なかなか厳しいという部分もあるのですけれども、例えばそういった場合の町のフォロー体制というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　健康福祉課のほうからお答えします。

今年の２月に福祉避難所運営マニュアルというものを作成しました。それを基に協定を結んでいるにしきの園さんほか、それを持って幾つか事業所、垂直避難ができる施設を主に回っているのですけ

れども、そうした中で、やはりその施設のまず入居者第一になってくるので、そこは何人受け入れられるか、そういった細かい打合せもしながら進めています。

そのマニュアルを作成しましたので、できれば早い段階で立ち上げ訓練、そういったものをしていきながら、人数、施設のほうの要望、このくらいしか受けられないとか、あとこのくらいは受け入れられそうだとか、そういったことを細かく詰めていきたいなと。先ほどから、いつ災害が起こるか分からないということで、急がなければならないことだとは思うのですけれども、なるべく早めにそういったところも、立ち上げ訓練をしながら、ご協力いただく介護施設と調整をしていきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　研究とか検討をする前に早めに対応していただくということでお願いをしたいと思います。

やはりマニュアルをつくったとしても、実際にどう動くかというのは、例えば年に１回とか検証しておいたほうがいいと思うのです。だから、それを意識づけるように、例えば先ほど私も冒頭で言いましたけれども、９月は防災の日があって、防災週間があってと。やはりそういったときにその防災意識、今メディアでも防災だ、防災だと言っている中で、そこでみんなに意識づけをするというのは大切かなと思います。

例えばその期間の中で、例えば９月をそういった防災の１つの訓練の期間にするとか、そういうところでの意識づけというのはすごく大切かなと思いますので、先ほど条例をつくったら終わりとか、マニュアルをつくったら終わりということではなくて、そこからがスタートだと思うので、それをこれから取り組んでいただければと思います。

次です。③番、地域防災組織の支援及び訓練についてということで、これは進むというのもなかなか厳しいところもあるかもしれません。やはり地域の中で実際にという、防災組織をつくっていくということになります。私は何度も言っていますけれども、町が全部の地域のフォローをできるというのは全く思っていません。だから、そのためには地域をしっかり、地域の防災組織をしっかりとつくって、そこを支えていかなくてはいけないと思います。だから、そこのフォロー体制ですね、意識づけというのをしていかなければいけないと思います。例えば昼間想定、夜想定を含めて、先ほどもお話ししましたけれども、訓練というのをしっかりとやっておいたほうがいいと思います。

例えば実際の避難所運営なんかでも、役場職員がやると言っていますけれども、実際にそうなったときに、役場職員が的確に動けるのかどうかというのはなかなか厳しい。その想定になったときに、さあ、どうしましょう、何しましょうでは済まないと思うので。それと、やはり訓練をするという意味では、例えばＨＵＧ訓練とかＤＩＧ訓練とか、そういうのをしっかりとやっていくというのが必要だと思いますので、その意識づけというのは、先ほど言いました、９月がちょうどいい時期かなと思

っていますので、環境安全課長、その辺についてどう思いますか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　小林議員のおっしゃるとおりだと思います。実際ＨＵＧ訓練とかも過去にやりましたが、今年度につきましては、まだ日にちは決まっていないのですけれども、１１月だと思ったのですけれども、上陽地区で避難所運営の訓練を防災士の方や地元の行政区の方と行う予定でおります。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　訓練というのは繰り返しやらないと忘れてしまうというところがあると思うので、時期的なもの、そういったものも考えて取り組んでいただければと思います。

続きまして、同性パートナーシップ条例についてということで、今玉村町としては同性パートナーシップ条例ではなく、要綱でしたか。課長、どうなのですか。

◇議長（石内國雄君）　企画課長。

〔企画課長　関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君）　玉村町では、制度としての要綱を定めたということでございます。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　あと、もし分かればでいいのですけれども、県内でパートナーシップ条例をつくった自治体が幾つあるのか、また条例ではなくて、今玉村町と同じ形で要綱なのか、制度なのか、そういうのをつくった自治体というのが幾つあるか教えていただけますか。

◇議長（石内國雄君）　企画課長。

〔企画課長　関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君）　お答えします。

県内で条例の制定という自治体はございません。ただ、これまでに玉村町のほか群馬県渋川市、安中市、吉岡町、千代田町、大泉町の７自治体が、結婚に相当する関係ということでの証明を行う、いわゆるパートナーシップ制度を設けている自治体があるということです。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　ということで、今県内では条例をつくっているところはないというような状況だと思うのですけれども、企画課長にお伺いするのですが、条例としない、進められない何か理由というのは、課長として何か感じるものはありますか。

◇**議長（石内國雄君）**　企画課長。

〔企画課長　関根伸行君発言〕

◇**企画課長（関根伸行君）**　難しい話だとは思うのですけれども、恐らく婚姻制度というものがあると思いますけれども、やはりその辺で法的な裏づけとか、そういうところを超えた中でのいろんなサービスをつくることは難しいという中で、条例の制定というよりも、むしろ結婚に相当する関係ということでの宣誓といいますか、届出をすることで、社会的配慮とか、支援が受けられるようなサービスができるように自治体も努めていくという、いわゆる自治体としての姿勢ということでそういった制度をつくっているのではないかと思っております。

◇**議長（石内國雄君）**　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇**５番（小林一幸君）**　やはり法的なところというのもあると思いますし、そういったところも含めると、やはり条例という形になるとなかなか難しいというところで、今県内でもやはりなかなか進まないというところはあるのかなというふうに思います。

ただ、暮らすならここがいい、玉村町でやはり安心安全に暮らしていただくためには、どんな人でも、障害を持っても高齢になっても、こういったパートナーシップ制度を持っていても、よそ者でも生活ができるという環境をつくっていくということが、やはり玉村町全体にとって大切なことだと思いますので、引き続きこの辺の周知も含めて取り組んでいただければと思います。

続きまして、⑤番、総合相談窓口の設置ということで、これについては年間１００件くらい健康福祉課のほうでご相談を受けているということでございます。これは、子ども育成課にも設置と書いてあるのですが、このおおむね１００件程度の件数というのは、健康福祉課で受けているのか、健康福祉課と子ども育成課と両方で受けているものの合算なのか、その辺の数を教えてください。

◇**議長（石内國雄君）**　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇**健康福祉課長（岡田寛子君）**　町長の答弁にありました数字は、健康福祉課の数字です。

◇**議長（石内國雄君）**　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇**５番（小林一幸君）**　そうすると、子ども育成課の数字もあるということでよろしいですか。そうなってくると、どの辺まで追えるか分からないですけれども、健康福祉課は令和４年からになっているのですけれども、子ども育成課の中で受けている件数というのは何件あるのか教えてください。

◇**議長（石内國雄君）**　子ども育成課長。

〔子ども育成課長　今井理恵子君発言〕

◇**子ども育成課長（今井理恵子君）**　お答えいたします。

子ども育成課のほうにおきましては、令和６年度からこども家庭センターができまして、そちらの

ほうで受けました相談が９７件ということです。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　やはりこども家庭センターができてというところ、本当にその施設、機関というのがとても大切なのだなと思います。

こども家庭センターの中には専門職も、心理士の方がいらっしゃり、保健師の方がいらっしゃり、健康福祉課のほうには社会福祉士の方がいらっしゃり、やはり専門職の方が話を聞くというところというのはすごく大切かなと思っています。

私も、ソーシャルワーカーを３０年くらいやっているのですけれども、やはり話を聞く、面接をするというのは一番気を遣うところで、やはり個人情報をそこでどうしても聞かなければならないということが出てくる。それには、相手との信頼関係を築いて、しっかりと相談を受けられるという体制ではないと、相手もなかなかお話ができないというような現状があると思います。

ですから、恐らく専門職以外の方も相談を受けられるということもあるかもしれませんので、そういった面接技術というか、面接に関しての進め方というのも研修等をやっていただければと思うのですが、今でも健康福祉課、それから子ども育成課のほうでも、そういった相談を受ける方に対して、スタッフに対して、研修とか、そういうスキルアップとか、そういのはやられているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えします。

特にスキルアップの研修等は行っておりません。日々窓口対応で各自勉強しているというか、場数を踏んでスキルを上げていくというような状況になっております。

◇議長（石内國雄君）　子ども育成課長。

〔子ども育成課長　今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君）　訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

先ほどの子ども育成課の相談件数なのですけれども、実際の件数が９７９件でございます。申し訳ございませんでした。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　９７９件、すごい数ですね。トータル１年３６５日、そんなに考えられないですけれども、結構な数で相談を受けているということは、それだけの問題というか課題を抱えている人がいるということだと思います。

ごめんなさい。それは今の人数で、キャパで大丈夫なのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　子ども育成課長。

〔子ども育成課長　今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君）　お答えいたします。

できればもうちょっとスタッフが増えたほうがありがたいのですけれども、できるだけ今の人数で、ご相談者の方とも信頼関係を保ちつつ、丁寧にお話が聞けるように努力しているところでございます。

子ども育成課のほうのスキルアップの話なのですけれども、常に研修等に参加しまして、日々スキルアップに努めているところでございます。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　ただいま人が少ないというお話がございました。この辺は町当局として、さっきの９７件から９７０というすごい数になっていますので、この辺はいろいろやはり、恐らく令和６年度からということは、これからもっと増えていくのだろうなと思うのですけれども、この辺の件数を聞いて町長、いかがでしょうか。スタッフのことも含めて、町長のお考えを聞かせてください。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　ある意味相談しやすいというところでの公共財の役割を果たしているのかなと、入り口としてはね。ただ、これからどういうふうにやってこれを解決に持っていくかというところは、１つの大きな課題にはなってくると思うけれども、やはり信頼されているというところは評価していいと思います。

それで、見ていてやはり本当になかなか忙しいのです。なかなか忙しい。外から見て、そんな、大したことはないだろうというふうに、もう少し仕事できるだろうと言うけれども、デリケートな仕事ばかりですから、そこに１つ、２つ増やすといったら、もうちょっと自分のメンタルもやられてしまうような状況があるので、そこのところを踏まえながら定数管理をして、健康管理を踏まえていきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　健康管理を含めてぜひ、その辺を前向きにご検討いただきますようお願い申し上げます。

あと、やはり相談するには、相談室をちゃんとしっかり造らなければいけないです。個人情報ですから、上が空いていたりとかだと全部聞こえるので、やはり相談室というのはしっかりと造ってあげて、その個人を守るという意味で、そういったのも早急に、一角でもいいので、例えば囲うなら囲う。全部囲って、ちゃんと相談が受けられるという環境をつくっていただければと思いますので、その辺については早めにご検討をお願いいたします。

続きまして⑥番、役場職員のフォロー体制というところで、いろいろなことをされていますけれど

も、やはりまだ、私もずっと夜に役場の周りを見に来るのですけれども、大体電気がついているところは一緒の、１階と３階というふうなところです。残っているのは大体同じような方という状況が見えてきているような気がするのですけれども、それはもうずっと変わらずなのです。

ですから、そういったところで、例えば多忙なところというのもあると思いますけれども、そういったときにこそ、例えば人事異動で移っているけれども、前その部署にいたからサポート体制に入るとか、その辺の職員同士のフォロー体制というのは、副町長、今やれているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　副町長。

〔副町長　萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君）　お答えしたいと思います。

小林議員さんが夜役場の周りをちょっと回っていただいているということで本当にありがとうございます。やはり町長答弁にもありましたように、国から来ている仕事が増えていたり、制度改正があったりして、担当業務が忙しくなっていることは、特定の課において偏っているということで、人事異動などによって増員したりしております。また、以前の方が、異動前にそこにいた方が、異動後もそこをずっと手伝うかというのは、それはちょっと難しいことがありまして、これは今後も毎年、毎年職員の勤務状況というのですか、超過勤務の状況等を判断しながら、適正な人事配置に努めていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　すみません、夜徘回しながら見させていただいているのですけれども、でもずっとやっている人たちというのは、なかなか自分の時間が取れなかったり、夜も疲れてそのままた次の日窓口業務があったりとか、いろいろ大変なことがあると思うので、そういったところでの人員配置とか、そういうことも実際考えていただかないと、役場の職員は本当に大切な、町のいろいろな施策を進める大切なメンバーでございますので、そのメンバーが倒れてしまったりとか、病気になってしまったりとか、疲れてしまったりとか、そうするのはやはり大変だと思いますので、それについてのフォローをしっかりとしていただければと思います。

続きまして、⑦番、医療・介護・福祉従事者への支援というところでございます。これについては今でもまだコロナがちょっとはやっているのです。コロナも結構手強くなってきて、お薬がなかなか効かなくなってしまうというような現状がある。そういった中でも医療・介護・福祉の従事者の人は、いまだにやはり現場で、すみません、スタッフの顔というのはあまりよく覚えていなくて。なぜ覚えていないかというと、ずっとマスクしているのです。だから、マスクから上の目は見るのですけれども、マスクから下の顔というのは全く想像ができなくて、マスクを取った瞬間に、ああ、そういう顔をしていたのだとかと言われるというような現状があったりとか。いまだにまだ外出は怖い。自分がもしかかってしまって、それを介して利用者さんなり、入所者さんなりがかかってしまうというのが

すごく怖いとまだ言っている人もたくさんいらっしゃいます。

そういった方、やはり高齢者の方は免疫も落ちていたりとかいろいろある。高齢者なり障害者なり、やはり免疫力の低下している人たちというのをやはり見るという責任感、そういったのもあるので、例えば最近、そういった現場というのを実際見に行って、今の現状はどうかというような聞き取り調査とかをしていたことはあるのですか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えします。

以前は、５類移行前ですか、そのときには、衛生用品を配布しながら町内の事業所を訪問していたということはありますけれども、５類に移行して以降は、事業所を訪問するということはずっとしていませんで、ただ介護保険係の業務の中で運営指導というものがあったりとか、ケアプラン点検というものがあったりとかで事業所を訪問することはあるのですが、そのときに状況を聞くような程度です。申し訳ありません。全事業所を回って様子を聞くというようなことは、昨年、５類移行になってから、はしていないです。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　今後もしませんか。していってくれますか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　まず、コロナ禍を経て、やはり事業所、町内の介護施設、介護事業所の横のつながりというのも必要なのかなと思いまして、その情報を共有するですとか、悩みを共有するですとか、そういったところで負担が軽くなればということで、事業所を集めて研修会をしたりですとか、グループワークがあるような研修会をしたりですとか、そういったことをして、その場で会ってお互いに話をするというような取組はしておりますが、事業所を訪問するというところ、今のところ予定はないのですけれども、いろいろなそういった事業所さんの負担、そこで働いている方の負担が軽くなるような支援というのは考えていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　ぜひ現場を見ていただけると、現場の雰囲気で、もしかしたら皆さんなら分かると思いますし、そういったのはしていただけると、逆に言えば、みんな職員とか事業所の力にもなると思いますので、お願いいたします。

次です。最後です。ヤングケアラー・ケアリーバーのフォロー体制及び周知についてということで、様々な、今ヤングケアラー・ケアリーバーと、最初は出てきたけれども、だんだん、だんだん尻つぼ

みになって、どうなってしまっているだろうというような状況になっているかもしれませんけれども、実際にやはりまだヤングケアラー・ケアリーバーについての周知というのはなかなかできていないかなというふうに思うのです。以前例えば民生委員さんとか、私たち議員全員にですとか、一般向けにちゃんと、ケアリーバーなりヤングケアラーの周知をしていただければと思うのですけれども、研修会をしてほしいというので、たしか教育長にもちょっとお願いをした部分があるのですけれども、その辺というのは今進んでいるのか、それとも進まない理由があるのか、その辺をちょっと教えてください。

◇議長（石内國雄君）　子ども育成課長。

〔子ども育成課長　今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君）　お答えいたします。

以前小林議員さんのほうから、民生委員さんですとか説明会等を開催したほうがいいのではないかというご提案をいただきまして、民生委員さんたちにもちょっと相談させていただいたこともあったのですが、私どももＮＰＯ等の研修をよく受けておりまして、実際にやっていただくことというのが見守りということで、実際に学校のほうで見つけていただいて、あとそういった学校で見つけていただいた心配なお子さんたち、状況に応じて、子ども育成課と関係機関が相談しまして支援につなげていくというふうに考えております。

民生委員さんたちにも、会議等で毎年見守りをお願いいたしますという周知はしておりまして、特に動いていただくということもなくて、あくまで見守り程度でということでお願いしてあるのですけれども、理由としまして、やはりヤングケアラーとみなされるお子様、実際自分は家族のお手伝いをしているのだよとか、本当に困った場合とかは、学校の先生たちにも相談することもあるのかと思うのですが、まず見知らぬ方になかなか心を開いてお話はされないのではないかということで、民生委員さんのほうでは会議等で見守りをお願いしたいということで、実際動くのは役場の職員ですとか学校の先生ということでお話はさせていただいてあります。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　多分動くのはそうだと思うのですけれども、やはり窓口は広く設けるということと、実際に本当にヤングケアラーがどういう子なのか、ケアリーバーってどういう人なのか、結局片仮名文字なので、これが何なのかというのが分かっていなくて、言葉だけが独り歩きして、あとテレビのメディアでちょっと出てきてという状況です。

実際に私も、主任児童委員さんとの話で、研修会やらないわよねと何回も言われているのです。「ああ、そうなんですか。すみません」、「小林さん、あんた言ったの」と言われて、「ああ、ちゃんと声はかけてありますよ」というので、お話ししたまま、まだ。もう１年以上、もっとかな、進んでいなかったので、できれば周知という部分、本当にその言葉の意味、言葉だけが先走りしていて、その

まま終わってしまっているので、実際にその言葉がどういう言葉なのか、どういう人なのかという部分をやはり理解をしていただきたいなと思いますので、これからも周知についてはしっかりとしていただければと思います。

これで８点という大変長い、１つ１つ今までにない質問をさせていただきました。やはり全て質問して終わりということではなくて、研究する、検討するというのは皆さんお忙しい中やっていると思いますけれども、そういったものをしっかりと出していただいて、皆さん頑張っていただいているのは分かっています。その部分について、これからも取り組んでいただきたいと思いますし、私自身も福祉ばかりではないかと言われますけれども、それも私もぶれずにこれから取り組んでいきたいと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わりにします。

◇議長（石内國雄君）　以上で一般質問を終了いたします。

◇

○散　　会

◇議長（石内國雄君）　議事の都合により、明日９月３日から１５日までの１３日間は、本会議は休会といたします。

なお、9月１６日火曜日、午後２時３０分から本会議が開催されますので、議場にご参集ください。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後４時７分散会